

582

14. 4-1020

4



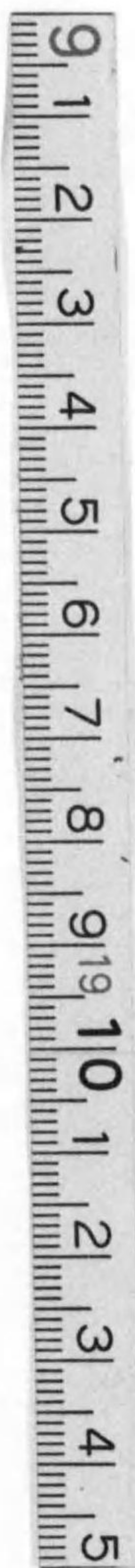
1020

「活動寫真
フィルム」

昭和九年六月編纂

檢閱年報

内務省警保局



始



目次

第一章 検閲の概況.....	一
第二章 統計.....	三
(イ) 取扱総件数.....	三
(ロ) 無聲映畫及發聲映畫.....	四
(ハ) 小型映畫.....	四
(ニ) 月別検閲件数.....	四
(ホ) 取扱種類別検閲件数.....	四
(ヘ) 製作國別検閲件数.....	四
(ニ) 本邦製作會社別検閲件数.....	一三
(ロ) 外國製作會社別検閲件数.....	一五
(ハ) 検閲手数料金.....	一六
第三章 劇種別分類.....	一七
(一) 劇種別分類.....	一七



二

- 二 實體畫、描畫、混合畫別檢閲……………三〇
- 三 實體畫の内容……………三二
 - (一) 劇と實寫……………三二
 - (二) 劇の内容……………三二
 - (イ) 娛樂劇……………三三
 - (ロ) 宣傳劇、教化劇……………三四
 - (三) 現代物と時代物……………三五
 - (イ) 製作國別現代物、時代物割合……………三六
 - (ロ) 本邦製作會社別現代物、時代物割合……………三七
 - (ハ) 外國製作會社別現代物、時代物割合……………三八
 - (四) 正劇、悲劇、喜劇、笑劇(實體畫)……………三九
 - (五) 實寫の内容……………三九
 - (イ) 娛樂用實寫……………三九
 - (ロ) 宣傳用實寫……………三九
 - (ハ) 教育用實寫……………三九

- (ニ) 時事實寫……………三九
- 四 描畫、混合畫……………三九
- 五 卷數別分類……………三五
- 第四章 檢閲處分の内容……………三七
 - 一 拒否……………三七
 - 二 制限……………三七
 - (一) 改訂……………三七
 - (二) 土地的制限……………三六
 - (三) 切除……………三六
 - (イ) 切除件數及切除米數……………三六
 - (ロ) 新檢閲切除件數及切除米數(實體畫)……………三九
 - (ハ) 製作國別切除件數及米數(實體畫、新檢閲)……………四〇
 - (ニ) 製作會社別切除件數及米數(實體畫、新檢閲)……………四一
 - 三 切除理由……………四三
 - (一) 公安上の切除箇所數及米數……………四五

(二) 風俗上の切除箇所数及米数	四
四 取 下	四
五 統計附表	四
(一) 説明臺本再記入及「フィルム」檢印再押捺申請件数調	四九
(二) 檢閲規則第二條に依り廳府縣に於て檢閲したる「フィルム」數	五〇
第五章 地方廳との聯絡	五三
第六章 違反事件	五三

附 録

一 活動寫眞「フィルム」に關する一般狀勢	五三
(一) 全國活動寫眞常設館調査表	五四
(二) 定員に依る活動寫眞常設館調査表	五六
(三) 活動寫眞「フィルム」説明者及映寫技術者調	五六
(四) 活動寫眞「フィルム」製作業者、輸入業者及配給業者調	六〇
(五) 活動寫眞「フィルム」觀覽者數調(有料興業)	折込

(六) 活動寫眞「フィルム」無料興行回数調	折込
(七) 活動寫眞「フィルム」製作所及其従業員調	折込
(八) 常設活動寫眞館配給者系統調	六三
(九) 活動寫眞「フィルム」に因る犯罪調	六四
(イ) 活動寫眞「フィルム」に因る年齢別犯罪調	六四
(ロ) 活動寫眞「フィルム」に因る犯罪調	六五
(一〇) 活動寫眞「フィルム」興行に伴ふ事故調	六六
A 活動寫眞「フィルム」興行に伴ふ事故件数調	六六
B 活動寫眞「フィルム」興行に伴ふ事故件数調(月別)	六六
二 活動寫眞「フィルム」檢閲統計表(昭和八年)	(四表)折込
三 映畫統制委員會成立經過記録	七一

14.4-1020

活動寫眞「フィルム」

檢閲年報

第一章 檢閲

の概況

昭和八年度の映畫檢閲に於て特に記録すべき事柄としては、無聲映畫の檢閲が激減すると共に、發聲映畫の檢閲が著しく増加せることである。

昭和八年當省に於て檢閲したる活動寫眞「フィルム」は總計一四、九八四件、七一、二〇四卷、一六、一九八、九六三米に達するも、昭和七年度に比較すれば、三、四五二件、一、一七八、三六九米の激減となる。この減少は、統計的には明かに無聲映畫の檢閲「フィルム」の減少に原因するものであつて、即ち昭和七年度無聲映畫檢閲「フィルム」米數は合計一四、三七六、五七四米なるに對し、昭和八年度は合計一二、四七九、七二五米に激減し、その差一、八九六、八四九米に及ぶ。之に反して、發聲映畫は、昭和七年度檢閲「フィルム」米數三、〇〇〇、七五八米なるに對し、昭和八年度に於ては、三、七一九、二三八米に上り、その増加は、七一八、四八〇米に達してゐる。この無聲映畫が減少して發聲映畫が増加したことは、最近映畫界の情勢を反映するものであつて、外國映畫に在つては、既に數年前、その新たに輸入せられるもの、殆んど全部は發聲映畫であり、本邦製作映畫に在つても、發聲映畫は逐年その數を増大し

つゝあるの現状にある。

次に映畫の内容に就て一言するならば、最近數年間の我國映畫界に於ける傾向として、一方に於て社會主義的思想を背景とせる所謂「イデオロギー」映畫が流行せると共に、他方に於ては之と相並んで不健全なる遊戯的戀愛を取扱つた不純なる映畫或は徒らに男女の劣情を挑發するが如き卑猥なる畫面を主とせる所謂「エロチック」映畫の流行を招來したことは、當時檢閲當局をして、夫れが一般國民の思潮、生活に及ぼす影響の重大なるに鑑み、最も憂慮に耐へざらしめたる處であつたが、昭和六年の滿洲事變、昭和七年の上海事變或は昭和八年の聯盟脫退等の國家的大事件相踵いで起り、全國は擧げて國家非常時の聲が叫ばれるに至るや、その聲は直ちに亦本邦映畫界にも反映し、軍事映畫、或は非常時國民の覺悟を高唱せる愛國映畫等の續々製作せられるに至つたことは、當檢閲當局としても大いに悦ぶべき現象として迎へる處である。外國輸入映畫も亦現時非常時局に呼應し、好んで勇壯なる内容のものが輸入せられた。

映畫の有する娛樂、報道、宣傳、教化等の各機能に於ける、國家的、社會的重要性に關しては、最近漸やく識者の間に問題とせられるに至り、昭和八年第六十五議會に於ては、是等映畫の諸問題の閉却に付すべからざるを痛感し、衆議院に於て映畫國策に關する適當なる機關設置の建議案の提出せられ、之が採擇せられるに至つたことは、映畫行政史上特筆すべき事柄と云ふべきである。

第二章 統計

一、「フィルム」取扱總件數

昭和八年檢閲取扱「フィルム」總計は一四、九八四件、七一、二〇四卷、一六、一九八、九六三米で、昭和七年の檢閲總計に比較し、夫々、件數に於て三、四五二件、卷數に於て五、二七三卷、米數に於て一、一七八、三六九米の減少を見る。就中件數の減少三、四五二件は全體の約二割に相當するものであるが、之は後段に於て見る如く、主として「ニュース」映畫の急激なる減少に原因するものである。

表一 檢閲總件數各年比較 (最近五箇年)

年次	件數	卷數	米數
昭和八年	一四、九八四	七一、二〇四	一六、一九八、九六三
昭和七年	一八、四三六	七六、四七七	一七、三七七、三三二
昭和六年	一五、六九一	七六、二〇二	一七、八七三、七九二
昭和五年	一七、四三〇	八三、六九九	二〇、一九八、三二九
昭和四年	一六、五七四	八二、七九一	二〇、〇六二、二九四

(一) 無聲映畫及發聲映畫

最近發聲映畫の進展に伴ひて無聲映畫は次第に其の數を減ずるに至つた。

昭和八年無聲映畫檢閲取扱總件數は總計一二、〇一七件、五六、一六三卷、一二、四七九、七二五米で、昭和七年に比較し、夫々、三、七五九件、八、四六〇卷、一、八九六、八四九米の減少を來した。發聲映畫昭和八年檢閲取扱總件數は總計二、九六七件、一五、〇四一卷、三、七一九、二三八米で、昭和七年に比較し、夫々、三〇七件、三、一八七卷、七一八、四八〇米の増加を來し、昭和六年度に對する昭和七年度の取扱總數の増加率が殆んど倍加せるに比すれば、昭和八年度のその増加率は甚だしく低下せりと雖も尙ほその増加は甚だ顯著なるものありと言ふべきである。

表二 發聲映畫及無聲映畫別檢閲件數 (最近四箇年)

年次	件數		卷數		米數	
	無聲	發聲	無聲	發聲	無聲	發聲
昭和八年	二、九六七	二、九六七	五六、一六三	一五、〇四一	一二、四七九、七二五	三、七一九、二三八
昭和七年	一五、七七六	二、六六〇	六四、六二三	一一、八五四	一四、三七六、五七四	三、〇〇〇、七五八
昭和六年	一四、七三九	九五二	七〇、一九九	六、〇〇三	一六、三七〇、六七二	一、五〇三、一一〇
昭和五年	一六、四九一	九三九	七八、九五三	四、七四六	一九、〇五六、八一二	一、一四一、五一七

更に無聲映畫及發聲映畫の總檢閲件數及米數に於ける割合を各年別に比較するときは、此の兩者の最近の消長を一層明瞭にすることが出来るであらう。即ち發聲映畫出現當初の昭和五年に於ては、無聲映畫九五件に對する發聲映畫五件無聲映畫、九四米に對する發聲映畫六米であつたものが、昭和七年に至りては無聲映畫八六件に對する發聲映畫一四件、無聲映畫八三米に對する發聲映畫一七米となり、更に昭和八年には、無聲映畫八一一件に對する發聲映畫一九件、無聲映畫七七米に對する發聲映畫二三米と云ふ割合を示すに至り、全體として見て無聲映畫は依然その大多數を占めると雖も、その間の懸隔は漸次縮少せられつゝあるの現状にある。

表三 發聲映畫及無聲映畫檢閲件數割合 (最近四箇年)

年次	件數百分比		米數百分比	
	無聲	發聲	無聲	發聲
昭和八年	八一	一九	七七	二三
昭和七年	八六	一四	八三	一七
昭和六年	九四	六	九一	九
昭和五年	九五	五	九四	六

(二) 小型映畫

三五耗標準型映畫に對して、小型映畫、即ち八耗映畫、九・五耗(バッテリー・ペーパー)、一六耗映畫、一七・五耗映畫等の小型映畫の檢閲も逐年増加の趨勢に在り、昭和八年度之等小型映畫の檢閲取扱件數は合計一、六三九件、三、二一七卷、三〇九、九八一米に達し、其の内、八耗映畫二三件、八五〇米、九・五耗映畫二五〇件、二〇、〇三九米、一六耗映畫一、三六三件、二八八、七九二米、一七・五耗映畫三件、三〇〇米となつてゐる。

表四 小型「フィルム」檢閲件數(昭和八年)

種別	件數	卷數	米數	昭和七年米數
八ミリ	一三	一四	五三四	四五
	一〇	一一	三一六	四五
計	二三	二五	八五〇	四五
	二二〇	二七三	一八、四四五	一五、八二一
九・五ミリ	二五〇	二九四	二〇、〇三九	一八、七一四
	二〇	二一	一、五九四	二、八九三
計	二七〇	二九四	二〇、〇三九	一八、七一四
	二二〇	二六三	二六四、七九一	二九八、八八三
一六ミリ	一、二一一	二、六三二	二六四、七九一	二四、四六七
	一五二	二六三	二四、〇〇一	二四、四六七
計	一、三六三	二、八九五	二八八、七九二	三三三、三五〇

二、月別檢閲件數

「フィルム」の檢閲取扱件數は各月その状況を異にする。即ち活動寫眞興行も他の一般興行物と同様所謂興行季節に支配せられること大であつて、大體其の季節に該當する月の檢閲取扱件數は自然他の月よりも多數に上る傾向を示してゐる。昭和八年の統計に就て言へば、檢閲の最も繁忙なる月は三月、五月、十月及び十二月の各月が比較的多忙である。

序に昭和八年の檢閲取扱「フィルム」の一箇月平均米數は一、三四九、九一三米、一日平均米數は四四、九九七米となつてゐる。

表五 檢閲件數各月比較(昭和八年)

合 計	一七・五ミリ		合 計	一七・五ミリ	
	外國	日本		外國	日本
計	一、六三九	一、四五五	計	三	一
外國	一八四	二、九二〇	外國	三	二
日本	一、四五五	二、九二〇	日本	二	一
計	一、六三九	二、九二〇	計	三〇〇	一一二
外國	一八四	二、九二〇	外國	一八八	四三八
日本	一、四五五	二、九二〇	日本	一一二	一、三九二
計	一、六三九	二、九二〇	計	三〇〇	一、八三〇
外國	一八四	二、九二〇	外國	一八八	一、三九二
日本	一、四五五	二、九二〇	日本	一一二	四三八

月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
件数	1,026	1,089	1,647	1,121	1,241	1,254	1,019	1,244	1,119	1,275	1,073	1,976	14,984
巻数	4,892	4,839	6,197	4,955	6,077	5,828	4,870	5,228	5,434	6,537	5,917	10,430	71,204
米数	1,125,460	1,099,620	1,356,649	1,151,261	1,397,445	1,324,312	1,099,813	1,162,878	1,232,295	1,488,829	1,350,483	2,399,918	16,198,963
米数千分比	70	68	84	71	86	81	69	72	76	92	83	148	100

三、取扱種類別検閲件数

昭和八年の検閲取扱「フィルム」をその取扱種類別に見るときは、新検閲四、〇一三件、三、七七九、五八一

米、再検閲九七六件、一、二九一、二二一米、複本検閲六、二二二件、九、三五九、一三八米、手数料免除検閲三、七八三件、一、七六九、〇二三米となり、昭和七年に比較して、僅かに再検閲件数に些少の増加を見たるのみにして、その他に在つては總て相當の減少を示すに至つた。これは一般經濟界の不況が映畫興行界にも亦反映せる結果と解せられる。

表六 取扱種類別検閲件数（昭和八年）

種別	件数	巻数	米数	米百分数	昭和七年米数	同分比上
新検閲	四、〇一三	一七、一三七	三、七七九、五八一	二五	三、七九一、二三五	二二
再本検閲	九七六	五、七八九	一、二九一、二二一	八	一、三三八、六九八	八
複本検閲	六、二二二	四〇、〇六三	九、三五九、一三八	五六	一〇、一七五、九〇五	五八
手数料免除	三、七八三	八、二一五	一、七六九、〇二三	一一	二、〇七一、四九四	一一
合計	一四、九八四	七一、二〇四	一六、一九八、九六三	一〇〇	一七、三七七、三三二	一〇〇

四、製作國別検閲件数

昭和八年検閲取扱「フィルム」を製作國別に見るときは、本邦製作「フィルム」は一二、五九一件、一三、七二二、二三六米、米國製作「フィルム」は一、九五四件、二、〇三五、八二二米、歐洲製作「フィルム」は四三九

件、四四〇、九〇五米となつて居り、その割合は、本邦製作「フィルム」八十五パーセント、米國製作「フィルム」十二パーセント、歐洲製作「フィルム」三パーセントとなる。之を昭和七年と比較するときは、米國及歐洲映畫が幾分の増加を示したるに反し、本邦映畫は却つて減少の現象を示してゐる。歐洲映畫の中には、英國、佛國、伊國が増加して、獨逸、蘇聯國が減じてゐるのを見る。

表七 製作國別檢閲件數 (昭和八年)

國別	件數	卷數	米數	米百分比數	昭和七年米數	同百分比上				
							合	其	聯	ソ
計	一四、九八四	七一、二〇四	一六、一九八、九六三	一〇〇	一七、三三七、三三二	一〇〇				
本	一一、五九一	六〇、九六八	一三、七二二、二三六	八五	一四、九八七、八三四	八六				
國	一、九五四	八、三九〇	二、〇三五、八二二	一二	一、九五六、六七四	一二				
洲	四三九	一、八四六	四四〇、九〇五	三	四三二、八二四	三				
イ	三〇	一五〇	三六、二五五	二	二二、九六九	二				
ギ	二二〇	九五五	二二五、六三一	一	二五六、三三一	一				
リ	一一三	四一三	一〇〇、八七二	一	七八、一七一	一				
ス	四一	一八〇	四四、三一七	一	一二、九九〇	一				
ツ	二五	一一四	二五、二八五	一	三八、八四三	一				
ッ	一〇	三四	八、五四五	一	二二、五二〇	一				

右は檢閲總數に就ての觀察であるが、これを新檢閲に就いて見れば、本邦及米國映畫は減少して、歐洲映畫のみ若干の増加を示したるに過ぎぬ。歐洲映畫に在つては各國一般に増加せる中に獨り獨逸のみ著大なる減少を見てゐるのは如何なる理由に由るものであるか。

表八 製作國別新檢閲件數 (昭和八年)

國別	件數	卷數	米數	米百分比數	昭和七年米數	同百分比上				
							合	其	聯	ソ
計	四、〇一三	一七、一三七	三、七七九、五八一	一〇〇	三、七九一、二三五	一〇〇				
本	二、八三七	一一、六一五	二、六八八、〇四二	七二	二、六九二、五一一	七一				
國	一、〇一四	三、七八三	九一三、八九四	二四	九三六、四三三	二五				
洲	一六二	七三九	一七七、六四五	五	一六二、二九一	四				
イ	一五	七九	一九、三八九	一	六、〇五四	一				
ギ	六一	三一八	七四、八一〇	一	一〇二、三八〇	一				
リ	六〇	二二四	五四、九七九	一	三一、二三二	一				
ス	六〇	四七	一一、七一七	一	三、〇七一	一				
ツ	一一	五九	一四、〇三三	一	一三、七六一	一				
ッ	一一	一二	二、七一一	一	五、七九四	一				
其	五	一	二、七一一	一	三、七九一、二三五	一				

尙ほ右製作國別檢閱件數を發聲映畫及無聲映畫の區別に就いて見れば、本邦製作映畫二二、五九一件、一三、七二二・二二、三六米中、無聲映畫は一〇、九八四件、一一、七二三、〇八八米、發聲映畫は一、六〇七件、二、〇〇九、二四八米で、その割合は、無聲八十五米に對する發聲十五米となる。米國製作映畫は一、九五四件、二、〇三五、八二二米中、無聲映畫六八五件、五〇三、一二三米、發聲映畫一、二六九件、一、五三二、六九九米で、その割合は、無聲二十四米に對する發聲七十六米となり、歐洲映畫に在つては、四三九件、四四〇、九〇五米中、無聲映畫三四八件、二六三、五一四米、發聲映畫九一件、一七七、三九一米で、その割合は、無聲五十九米に對する發聲四十一米となつてゐる。

表九 製作國別無聲映畫及發聲映畫檢閱件數 (昭和八年)

國別	件數		卷數		米數		米數百分比	昭和七年年米數	同百分比上
	發聲	無聲	發聲	無聲	發聲	無聲			
日本	一〇、九八四	二、〇〇九	八、〇七三	五二、八九五	一一、七二三	二、〇八八	一八・五五	一三、四七〇	一八九
米國	一、六〇七	二、六八五	一、三〇五	六、三〇五	一、五〇三	一、二二三	七・六四	一、五七〇	六一九
歐洲	一、九一八	三、四八	一、一八三	六、六三	二、六三三	五、一四	四・五九	一、三〇、四八一	四〇〇
合計	一四、九八四	二、〇〇九	一五、〇四一	五六、一六三	一六、一九八	九、六三	二七・三七	一四、三三六	一八三
發聲	一四、九八四	二、〇〇九	一五、〇四一	五六、一六三	一六、一九八	九、六三	二七・三七	一四、三三六	一八三
無聲	二、〇〇九	二、〇〇九	二、〇〇九	二、〇〇九	二、〇〇九	二、〇〇九	一・〇〇	二、〇〇九	一〇〇

表一〇 製作國別無聲映畫及發聲映畫新檢閱件數 (昭和八年)

國別	件數		卷數		米數		米數百分比	昭和七年年米數	同百分比上
	發聲	無聲	發聲	無聲	發聲	無聲			
日本	二、六〇三	二、三三四	一一、六六三	九五二	二、四五三	一、四三	九・一	二、五一一	九三
米國	三〇七	七〇七	九七五	二、八〇八	二、二、九六七	七〇〇、九二七	二・三	一八一、一二〇	七
歐洲	一、二二三	七〇七	二、八〇八	四九六	一一、八九八	六五、七四七	六・六	六一、二〇二	六六
合計	四、〇一三	三、〇三三	一三、一三四	四、〇〇三	二、七七八	〇、〇八	七・三	二、九二二	八〇
發聲	四、〇一三	三、〇三三	一三、一三四	四、〇〇三	二、七七八	〇、〇八	七・三	二、九二二	八〇
無聲	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三	一・〇〇	三、〇三三	二〇

五、本邦製作會社別檢閱件數

本邦製作會社の中、その代表的なる五社に就いてその檢閱取扱件數を求むれば、總檢閱に於ては松竹キネマの一、八二八件、二、七四三、七四六米を筆頭とし、日活、新興、大都(河合)寶塚(東活)之に次ぎ、新檢閱に於ても亦、松竹キネマの二七八件、三六一、二三八米を最高とし、以下右と同一の順序に做つてゐる。然して之等各會社の昭和七年度との比較は、孰れも相當の減少となつてゐる。

表一 本邦製作會社別檢閱件數 (昭和八年)

會社別	件數		卷數		米數		昭和七年米數
	新檢	總檢	新檢	總檢	新檢	總檢	
松竹	1,828	2,788	10,936	15,522	2,743,746	3,110,765	3,968,851
日活	1,541	2,411	11,741	14,955	2,741,663	2,363,766	2,363,766
新興	854	1,811	7,024	11,663	1,663,313	1,817,520	1,817,520
大都	566	966	4,065	7,842	3,231,774	3,557,877	3,557,877
寶塚	480	800	3,773	6,688	761,515	1,448,897	1,448,897
其他	7,322	19,611	23,429	69,366	5,027,721	6,921,275	6,921,275
合計	12,591	28,377	60,968	126,615	13,722,236	14,987,834	14,987,834

六、外國製作會社別檢閱件數
 外國映畫製作配給會社にして本邦に支社を有する會社は、米國のバラマウント、ユニヴァーサル、フォックス、ワーナーブラザーズ・ファリストナショナル、メトロゴールドウィン・メーヤー等であつて、歐洲映畫は支社を有せず、本邦輸入業者の手に依つて配給せられてゐる。之等諸會社の檢閱「フィルム」中、昭和八年に於て最も多きはバラマウントの三五三件、四四一、三六六米であつて、それに次いでユニヴァーサル、メトロゴールドウィン・メーヤー等である。一般に外國映畫昭和八年の檢閱状況も亦不振であつたと云ふべきである。
 尙ほ本邦製作映畫はその大部分が未だ無聲映畫なるに對し、外國輸入映畫の大部分が發聲映畫であることは注目に値する。
 表一二 米國製作會社別檢閱件數 (昭和八年)

會社別	件數		卷數		米數		昭和七年米數
	新檢	總檢	新檢	總檢	新檢	總檢	
ユニヴァーサル	1,641	2,541	4,838	8,448	1,151,222	1,311,153	1,311,153
フォックス	469	694	2,774	4,794	722,638	944,125	944,125
バラマウント	353	583	1,796	2,796	441,366	502,164	502,164
ワーナーブラザーズ	189	279	678	1,078	1,481,516	2,042,509	2,042,509
ファリストナショナル	179	269	780	1,180	1,441,516	1,694,400	1,694,400
メトロゴールドウィン	103	173	528	788	1,353,496	1,848,881	1,848,881
その他	482	732	1,549	2,449	3,500,381	4,888,604	4,888,604
合計	1,954	3,144	38,390	78,830	20,358,822	29,366,734	29,366,734

七 検閲手数料金

検閲手数料は新検閲複本検閲、再検閲に對し夫々所定の料率に従つて徴收するほか検閲上拒否處分に附せられたる「フィルム」並に査閲後取下げたる「フィルム」に對しても亦同様手数料を徴收してゐる。

昭和八年の検閲手数料金は總額九萬一千三百十圓五錢となり、昭和七年に比較して四千三百七十六圓の減額となつてゐる。

表一三 検閲手数料（昭和八年）

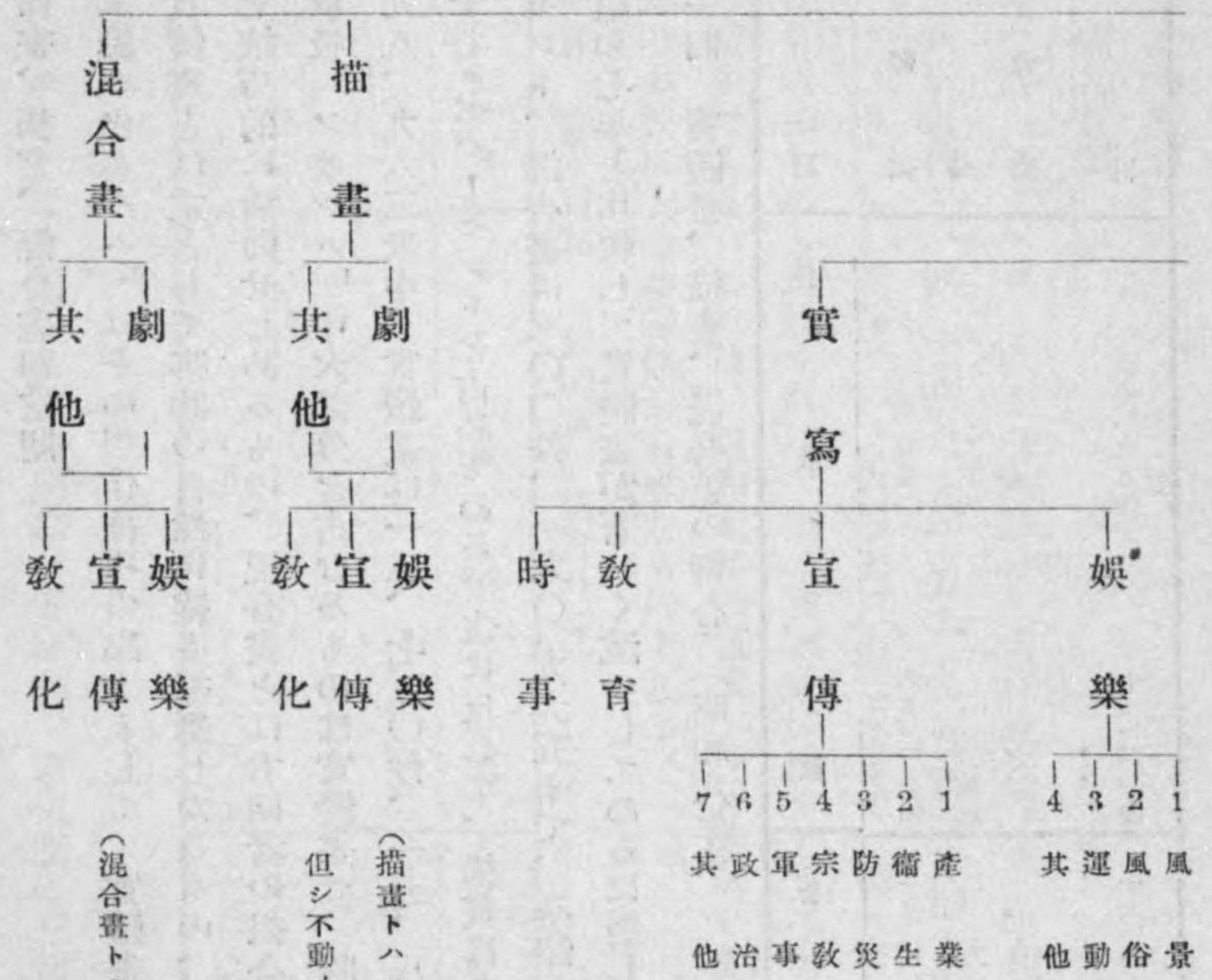
検 閲 別	日 本 物	米 國 物	歐 洲 物	計	昭 和 七 年 計
新 検 閲	二六、八八〇・四二	九、一三八・九四	一、七七六・四五	三七、七九五・八一	三七、九一二・三五
再 検 閲	五、二七一・八七	七八四・八五	三九六・三五	六、四五三・〇七	六、六九一・〇〇
複 本 検 閲	四一、七一八・八三	四、四三九・二五	六一六・六七	四六、七七四・七五	五〇、八六〇・〇六
拒 否	—	—	—	—	—
取 下	五〇・二八	二一六・四九	一九・六五	二八六・四二	二二二・六四
合 計	七三、九二一・四〇	一四、五七九・五三	二、八〇九・一二	九一、三一〇・〇五	九五、六八六・〇五

第三章 劇種別分類

一 劇種別分類

検閲「フィルム」はその構成目的内容に従ふて左表の如く分類せられてゐる。

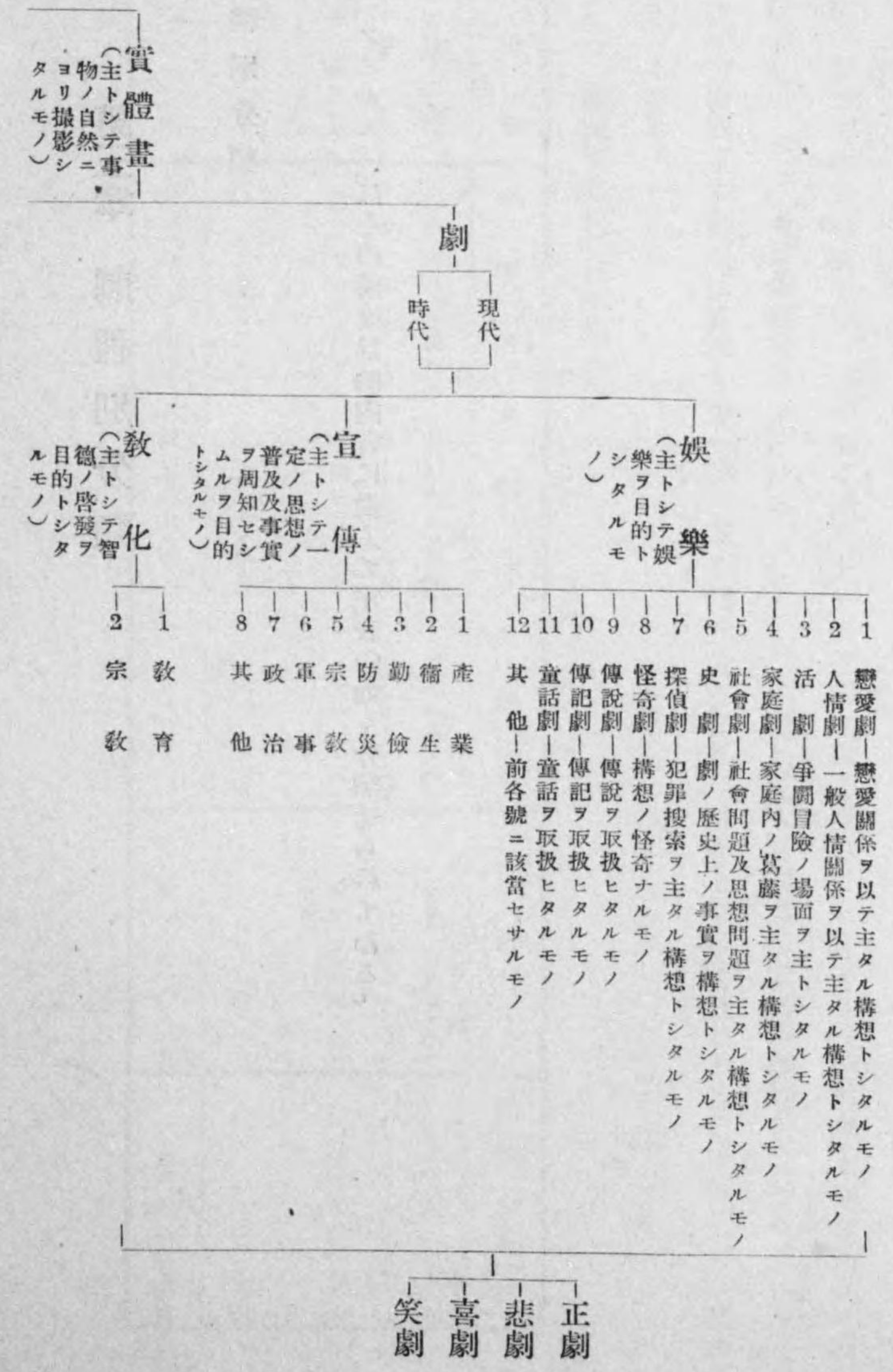
ルム檢閱種別表



(混合畫トハ實體畫、描畫ヲ混合シタルモノヲ云フ)

(描畫トハ一齣廻轉ニテ撮影シ技巧上活動セシムルモノヲ云フ
但シ不動ノ文字ノミニテ撮影シタルモノモ含ム)

イフ



二 實體畫、描畫、混合畫別檢閲

活動寫真「フィルム」はその製作技巧の點よりして、實體畫、描畫、混合畫の三種に分類することが出来る。實體畫とは主として事物の自然に據り撮影したるもの、描畫とは漫畫寫眞の如く一齣廻轉にて撮影し畫面を技巧的に活動せしめるもの、混合畫とは右兩者の組合せに依つてなるものである。

檢閲取扱「フィルム」中大部分を占むるものは實體畫で、昭和八年檢閲「フィルム」一四、九八四件、一六、一九八、九六三米中、實體畫は一三、七五〇件、一五、八〇三、五六四米で米數に就いて言へば、全體の九十七・七パーセントを占めてゐる。之に反して、描畫は九三四件、二〇四、四三四米で、全體の一・二パーセント、混合畫は三〇〇件、一九〇、九六五米で、全體の一・一パーセントを占めて居るに過ぎぬ。尙ほ昭和七年と比較して實體畫が著しく減少してゐるに對し、描畫、混合畫は多少の増加となつてゐる。

表一四 實體畫、描畫、混合畫の割合 (昭和八年)

種別	件數	卷數	米數	米數百分比	昭和七年米數	同百分比
實體畫	一三、七五〇	六九、三七四	一五、八〇三、五六四	九七・七	一七、一二九、五四八	九八・五
描畫	九三四	一、〇五六	二〇四、四三四	一・二	一四一、九一九	〇・八
混合畫	三〇〇	七七四	一九〇、九六五	一・一	一〇六、二六五	〇・七
合計	一四、九八四	七二、二〇四	一六、一九八、九六三	一〇〇	一七、三七七、三三二	一〇〇

三 實體畫の内容

(一) 劇と實寫

實體畫中劇「フィルム」はその大部分を占むるもので、昭和八年に於ける劇「フィルム」檢閲取扱件數は、八、八三五件、一四、一九五、八二五米で、實體畫檢閲米數中の八十九パーセントに相當し、實寫「フィルム」は、四、九一五件、一、六〇七、七三九米で、僅かに全體の十一パーセントを占めてゐるに過ぎぬ。此れを昭和七年と比較すれば、劇、實寫共に減少であつて、就中、實寫「フィルム」は前年度に比し非常なる減少である。これは、昭和七年の實寫「フィルム」が、上海事變、國際オリムピック大會等のために異常の多數に上つた關係から來たものである。

表一五 劇と實寫 (實體畫 昭和八年)

種別	件數	卷數	米數	米數百分比	昭和七年米數	同百分比
劇	八、八三五	六一、七二一	一四、一九五、八二五	八九	一四、七七七、五四〇	八六
實寫	四、九一五	七、六五三	一、六〇七、七三九	一一	二、三五二、〇〇八	一四
合計	一三、七五〇	六九、三七四	一五、八〇三、五六四	一〇〇	一七、一二九、五四八	一〇〇

(二) 劇の内容

劇「フィルム」は分類して、娛樂劇、宣傳劇、教化劇の三種とする、その中最も多きは娛樂劇であつて

昭和八年検閲取扱件数は、七、七八四件、一三、三二三、一〇七米で、劇「フィルム」中の九十三パーセントを占め、宣傳劇は、七六二件、六三九、三四一米、教化劇は、二八九件、二四三、三七七米で、兩者合して劇「フィルム」中の七パーセントを占むるに過ぎぬ。

表一六 娯樂、宣傳、教化劇（昭和八年）

種別	件数	巻数	米数	千分比數	昭和七年年米數	同分比上
娯樂	七、七八四	五七、五〇三	一三、三二三、一〇七	九三	一三、九四三、五七五	九四
宣傳	七六二	三、〇九五	六三九、三四一	五	五九七、〇四七	四
教化	二八九	一、一二三	二四三、三七七	二	二三六、九一八	二
合計	八、八三五	六一、七二一	一四、一九五、八二五	一〇〇	一四、七七七、五四〇	一〇〇

(イ) 娯樂劇

娯樂劇は劇「フィルム」中の大半を占むるものであるが、この娯樂劇を更にその内容に従つて分類するときは、左表に於ても見る如く、人情劇最も多く、その検閲取扱件数は四、一八六件、七、三八〇、〇八三米で、その米数は劇「フィルム」中の約五十五パーセントに相當してゐる。それに次では活劇、戀愛劇等が比較的多きは例年と異なるところがない。

表一七 娯樂劇中劇種別割合（昭和八年）

種別	件数	巻数	米数	千分比數	昭和七年年米數	同分比上
戀愛劇	一、一四六	九、五六七	二、三二四、五六一	一七四	一、七五一、三五〇	一二五
人情劇	四、一八六	三一、六五九	七、三八〇、〇八三	五五四	八、七三三、四一五	六二六
活劇	一、九〇一	一二、六五一	二、七八六、五九六	二〇九	二、六一一、七二六	一八七
家庭劇	一三一	八六三	二〇八、五四五	一六	一八九、六六六	一四
社會劇	二四	一六七	三九、四二二	三	三七、三〇一	三
史劇	七三	四六七	一〇一、一〇一	七	二二、一三五	二
探偵劇	一五五	一、〇八五	二五二、六〇八	一九	二六四、九九九	一九
怪奇劇	五九	四二一	九五、九九六	七	一八四、六六八	一三
傳説劇	二四	二一五	四八、〇〇一	四	一〇、九四四	一
童話劇	三二	一一一	二二、一七四	二	三八、二〇〇	三
傳記劇	三九	二五〇	五四、〇六一	四	八三、二九七	六
其他	一四	四七	八、九五九	一	一五、八七四	一
合計	七、七八四	五七、五〇三	一三、三二三、一〇七	一、〇〇〇	一三、九四三、五七五	一、〇〇〇

(ロ) 宣傳劇、教化劇

娛樂劇に比較すれば宣傳劇教化劇は至つて僅少ではあるが、その實用的方面に於ける利用は侮るべからざるものがあり、その数は逐年増加の傾向を示してゐる。

これ等の内容を一瞥すれば、宣傳劇に在つては、産業指導、衛生思想宣傳、勤儉獎勵、軍事智識普及等が比較的多數に上つてゐる。

表一八 宣傳劇種別割合 (昭和八年)

種別	件数	巻数	米数	百分比	昭和七 年米数	百分 比上
産業	一五八	五三〇	一二六、三四一	一八	六九、二一八	一一
衛生	一四〇	四六八	一〇四、八八七	一七	九三、八九三	一六
勤儉	一三二	六五一	一〇八、三五〇	一七	一〇〇、二〇三	一七
防災	四四	一六九	三七、六一七	六	四二、〇〇六	七
宗教	九九	四〇七	六八、一八八	一〇	七八、九九一	一三
軍事	八九	四六〇	一〇〇、九一〇	一六	一〇七、一八〇	一八
政治	一	二	三六五	一	五、九四八	一
其他	九九	四〇八	九二、六八三	一五	九九、六〇八	一七
合計	七六二	三、〇九五	六三九、三四一	一〇〇	五九七、〇四七	一〇〇

(三) 現代物と時代物

劇「フィルム」を現代物と時代物との別に見るときは、現代物五、三二七件、七、九〇二、三八六米、時代物三、五一八件、六、二九三、四三九米で、その兩者の件数の比率は、現代物六十パーセントに對する時代物四十パーセントとなつてゐる。

表一九 現代物と時代物との割合 (昭和八年)

年次	現代物			時代物		
	件数	米数	百分比	件数	米数	百分比
昭和八年	五、三一七	七、九〇二、三八六	六〇	三、五一八	六、二九三、四三九	四〇
昭和七年	五、九四一	八、七八八、五四二	六五	三、二五四	五、九八八、九九八	三五
昭和六年	五、七四三	八、七一一、七六〇	五九	三、九一四	七、三八三、一三四	四一

尚ほ右の現代物及時代物劇「フィルム」を娛樂劇、宣傳劇、及教化劇別に見るときは、現代物に在つては、娛樂劇四、三六一件で、全體の八十二パーセント、宣傳劇は七〇六件で、十三パーセント、教化劇は二五〇件で五パーセントの割合となり、時代物に在つては、娛樂劇三、四二三件で、全體の九十七パーセント、宣傳劇は五六件で二パーセント、教化劇は三九件で一パーセントの割合となつてゐる。

表二〇 娯樂、宣傳、教化劇別現代物時代物割合 (昭和八年)

種別	現代物		時代物	
	件数	米数	件数	米数
娯樂劇	四、三六一	七〇八二、七五五	八二	八四
宣傳劇	七〇六	六〇二、一〇三	一三	一二
教化劇	二五〇	二一七、五二八	五	四
合計	五、三七一	七、九〇二、三八六	一〇〇	一〇〇
			三、五一八	六、二九三、四三九
			九七	九八

(イ) 製作國別現代物、時代物割合

現代物、時代物の檢閲件数の割合をその製作國別に就いて見れば、本邦製作「フィルム」に在つては、現代物五十三パーセントに對する時代物四十七パーセント、米國製作「フィルム」に在つては、現代物九十五パーセントに對する時代物五パーセント、歐洲製作、「フィルム」に在つては、現代物七十九パーセントに對する時代物二十一パーセントとなり、一般に外國輸入「フィルム」に在つては、その大部分は現代物である。

表二一 現代物、時代物の製作國別割合 (昭和八年)

國別	現代物		時代物	
	件数	米数	件数	米数
日本	三、九六六	五、八八〇、〇七七	五九	六、一五五、七六六
米國	一、一六六	一、一七三、九〇〇	五八	一〇一、七〇〇
歐洲	一七五	二、九四四、〇〇六	四七	五四、九三三
合計	五、三〇七	七、九九七、九八三	一六四	六、二一二、四六六
			四七	四七
			二七、三八九	一、三〇五、八〇三
			九七	九八

(ロ) 本邦製作會社別現代物、時代物割合

劇「フィルム」の現代物、時代物の檢閲件数の割合を本邦製作會社の代表的五社に就て見れば、松竹、新興、大都の三社は現代物多く、日活、寶塚の二社は時代物多數を占めてゐる。

表二二 本邦製作會社別現代物、時代物の割合（昭和八年）

會社別	現代物		時代物		件數百分比	
	件數	米	件數	米	現代	時代
松竹	八四六	一、六三七、五三七	五〇六	九七二、三九三	六三	三七
日活	六〇八	一、一二二、八八九	八二五	一、五九三、五〇四	四二	五八
新興	四七六	九八一、七〇八	三一八	六五八、八一二	六〇	四〇
大塚	三〇五	四〇七、四三七	二五六	三七五、五四三	五四	四六
寶塚	一八〇	二三九、八〇五	二九七	五二一、一五五	三七	六三
其他	一、五六一	一、四九〇、七〇一	一、二一一	二、〇一四、三一九	五六	四四
合計	三、九七六	五、八八〇、〇七七	三、四一三	六、一三五、七二六	五三	四七

(ハ) 外國製作會社別現代物、時代物割合

外國製作「フィルム」は、時代物は極めて少數で、その大部分は現代物であり、従つて各會社共現代物大多數を占め、比較的時代物多きパラマウントに在つても尙ほ且つ全體の五パーセントなるに過ぎぬ。

表二三 外國製作會社別現代物、時代物の割合（昭和八年）

國及會社別	現代物		時代物		件數百分比	
	件數	米	件數	米	現代	時代
ユニヴァーサル	一八九	一八六、〇八一	四	八、一二二	九八	二
フオックス	五二	一一一、四三〇	一	二、二三九	九八	二
パラマウント	一八四	三七六、八五五	九	二九、七九四	九五	五
メトロ	一三一	二八一、三一七	五	一一、一三〇	九六	四
ワーナー	八三	一四四、八九一	一	二、六九九	九九	一
フリースト	五二七	六二二、三二九	三八	四七、七三六	九三	七
其他	一七五	二九九、四〇六	四七	五四、九九三	七九	二二
合計	一、三四一	二、〇二二、三〇九	一〇五	一五七、七一三	九三	七

(四) 正劇、悲劇、喜劇、笑劇（實體畫）

昭和八年の正劇、悲劇、喜劇、笑劇の各種別檢閲取扱件數並にその割合を見れば、正劇五、八六四件で全體の六十七パーセント、悲劇一、六七七件で十八パーセント、喜劇一、一四四件で十三パーセント、笑劇一五〇件で二パーセントで、その大部分は正劇に屬する。

此の割合は然し乍ら製作國に依つて多少その事情を異にし、その大部分が正劇であることは各國共通の

點であるが、その他に於ては、日本物及歐洲物には悲劇物が比較的多く、米國物には喜劇物が比較的
 多く、此點注目に値する現象である。

表二四 製作國別、正、悲、喜、笑劇割合（昭和八年實體畫）

合計 百件 分 比數	笑劇		喜劇		悲劇		正劇		種別
	百昭	和分七	百昭	和分七	百昭	和分七	百昭	和分七	
	比	數	比	數	比	數	比	數	
七、三八九 一〇〇	一	一	三	九	二	二	一	七	本
一、二三四 一〇〇	一	九	一	五	二	二	一	四	米
二、二二三 一〇〇	一	一	七	一	八	一	〇	二	歐
八、八三五 一〇〇	二	二	一	五	〇	一	一	八	計
									洲
									國
									米
									本

(五) 實寫の内容

實寫「フィルム」の内容は大別して娯樂、宣傳、教育、時事の四種とし、之等の中、時事「フィルム」は最も多く、實寫「フィルム」檢閲米數中の三十四パーセントを占め、それに次では宣傳「フィルム」の二十パーセントが多く、娯樂、教育「フィルム」之に次ぐ。

(イ) 娯樂用實寫

昭和八年娯樂用實寫「フィルム」は九六九件、三一七、〇八九米で、昭和七年に比し一四二件、四〇、二四五米の減少である。その内容としては、風俗、風景、運動、舞踊等に屬するものが多い。

(ロ) 宣傳用實寫

宣傳用實寫「フィルム」は一、二〇三件、四七六、八五六米で、昭和七年に比し一二六件、一五、四二〇米の増加となつてゐる。

(ハ) 教育用實寫

教育用實寫「フィルム」は、主として知識の啓發に資する目的を以つて製作せられたる各種の實寫「フィルム」を網羅する。昭和八年之に屬する「フィルム」は五四七件、二七三、七二五米で、昭和七年に比し、一七三件、一四六、三一〇米の増加となつてゐる。

(ニ) 時事實寫

時事「フィルム」は二、一九六件、五四〇、〇六九米で、昭和七年に比し、三、四五二件、七四四、二六九米の激減である。

表二五 實寫物檢閲件數（昭和八年）

種別	件數		卷數		米數		計
	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年	
	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年	
娛樂	九六九	一一一	一、五八二	一、七一〇	三一七、〇八九	三五七、三三四	二〇
樂	一一一	一一一	一、五八二	一、七一〇	三一七、〇八九	三五七、三三四	一五
宣傳	一一、二〇三	一、〇七七	二、一五四	二、〇九一	四七六、八五六	四六一、四三六	二九
傳	一、〇七七	一、〇七七	二、一五四	二、〇九一	四七六、八五六	四六一、四三六	二〇
教育	五四七	三七四	一、二六六	五七〇	二七三、七二五	一二七、四一五	一七
育	二、一九六	五、六四八	二、六五一	六、九一三	五四〇、〇六九	一、四〇五、八二三	三四
時事	二、一九六	五、六四八	二、六五一	六、九一三	五四〇、〇六九	一、四〇五、八二三	六〇
計	四、九一五	八、二一〇	七、六五三	一一、二八四	一、六〇七、七三九	二、三五二、〇〇八	一〇〇

表二六 宣傳實寫種別割合（昭和八年）

種別	件數	卷數	米數	百分比較	昭和七年米數	百分比較上
産業	七五五	一一、二七二	二九三、三六八	六二	二二六、九二六	四九
衛生	三一	六三	一四、二六三	三	二九、七五六	七
防災	三八	四九	一〇、四三二	二	五六四九	一
宗教	四四	八三	一三、六五三	三	一六、九七四	四
軍事	七一	一五八	三四、一一三	七	二三、七二五	五
政治	一一	二	五七一	一	一〇、八〇七	二
其他	二六三	五二七	一一〇、四五六	二三	一四七、五九九	三三
合計	一、二〇三	二、一五四	四七六、八五六	一〇〇	四六一、四三六	一〇〇

四 描畫、混合畫

昭和八年描畫及混合畫の檢閲取扱件數は、描畫九三四件、二〇四、四三四米、混合畫三〇〇件、一九、九六五米で、昭和七年に比し、兩者共に相當の増加を見る。

○、九六五米で、昭和七年に比し、兩者共に相當の増加を見る。之等「フィルム」の内容を、娛樂、宣傳、教化の各種別に見れば、描畫に於ては娛樂物大部分を占め、混合畫に於ては宣傳物最も多きを占めてゐる。

表二七 描畫、混合畫製作國別割合（昭和八年）

種別	件數	米數	百分比較數	混合		合		百分比較數
				件數	米數	件數	米數	
國別	件數	米數	百分比較數	件數	米數	件數	米數	百分比較數
日本	六〇一	一三六、四四九	六七	二七五	一八〇、六二六	一八〇、六二六	九、五七五	九五
歐米	三二三	六三、一九五	三一	二三	九、五七五	九、五七五	七、六四	五
合計	九三四	二〇四、四三四	一〇〇	三〇〇	一九〇、九六五	一九〇、九六五	一〇〇	一〇〇
昭和七年	七四九	一四一、五一九		二八二	一〇六、二六五			
描畫								
劇								
娛樂	七六二	八四〇		一一一	一五〇、〇六一		二七、四八八	
宣	六六	一一一			二二、八二五			
教化	九九							

表二八 描畫、混合畫種別割合（昭和八年）

種別	件數	米數	百分比較數	混合		合		百分比較數
				件數	米數	件數	米數	
種別	件數	米數	百分比較數	件數	米數	件數	米數	百分比較數
畫								
混合	九三四	二〇四、四三四	一〇〇	一、〇五六	二〇四、四三四	一、〇五六	三、〇六〇	
其他	一七	一〇						
其								
娛樂	二四	三〇		三〇	六、三六三	三〇	四四、七〇三	
宣	八九	一〇〇		一九〇	四四、七〇三	一九〇	四四、五七四	
教	八六	二〇〇		七	一、七七五	七	六四、二二三	
娛樂	五	七		二四八	二九、三一七	二四八	六四、二二三	
其	五八	七		九	二九、三一七	九	二九、三一七	
其他	三八	九		七	二九、三一七	七	二九、三一七	
宣								
教化								
合計	三〇〇	七七四	一〇〇	七七四	一九〇、九六五	七七四	一九〇、九六五	一〇〇
合計	一、二三四	一、八三〇		一、八三〇	三九五、三九九	一、八三〇	三九五、三九九	

五 卷數別分類
 各種「フィルム」を卷數別に分類するときは、描畫、混合畫、實寫等は概して短篇物多く、劇「フィルム」は、日本物外國物共に七卷八卷物が最も多い。

表二九 卷數別分類 (實體畫件數 昭和八年)

種別	日本物			外國物			合計
	實寫	劇時		實寫	劇時		
		現代	現代		現代	現代	
一	三二六	一三三	六	四四二	一〇五	二〇	三、八七四
二	六六七	三〇〇	六	六五五	二九	三	一、三三二
三	二八二	三三三	七	五五	二〇	四	七九
四	一〇七	四三九	九	一七	二	六	六六六
五	六	一六四	一五	八	一	六	六六
六	三三	四〇三	二〇	二	一	七	七七一
七	九	五六八	七	二	一	一	一、五〇八
八	七	六三五	九	二	一	一	一、八四六
九	三	二六	三	二	一	一	七〇
一〇	二	四八二	四	一	一	一	一、〇八三
一一	一	九四	二	一	一	一	二五〇
一二	一八	二八	五	一	一	一	二二六
一三	一	二	一	一	一	一	五
一四	二	三五	二	一	一	一	四八
一五	一	二	一	一	一	一	四五
一六	一	一	一	一	一	一	一
一七	一	一	一	一	一	一	一
一八	一	一	一	一	一	一	一
一九	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一	一	一	一	一	一	一
計	四、三二六	三、九七六	三、四三三	五、八九九	一、三四二	一〇、五	二〇、三五〇

第四章 検閲處分の内容

一、拒否

當省に於て検閲拒否となつた「フィルム」は朝鮮、臺灣、樺太を除く本土内に於ては之が上映を禁ぜられてゐる。昭和八年検閲拒否となつた「フィルム」は皆無であるが、別項取下「フィルム」中その内容が拒否的性質のものに屬するもの相當多數に上つてゐることは注目に値する。

二、制限

「フィルム」及説明臺本の内容に於て、公安、風俗上支障ありと認められたる部分あるときは、之に對して、土地的制限を附して上映を許可するか、改訂を命ずるか、或はその支障部分を除去して之が上映を許可する。

(一) 改訂

「フィルム」の内容が公安又は風俗上支障あるも、それが拒否の程度に達せず、而も部分的切除のみにては上映を許可し得ざる程度のものに對しては、之に改訂を命じて、之が上映を許可することになつてゐる。この場合、取扱上申請者側に於て一旦取上げた上、之を改訂するを例とする。(取下の項参照)

(二) 土地的制限

土地的制限は更に之を地域的制限と場所的制限とに區別する。地域的制限とは、その地方の状況に依り所轄警察署をして該處分に附せられたる「フィルム」の上映を差止めしめ得るもの、場所的制限とは、特定の場所(會場)以外に於ける該「フィルム」の上映を禁じたものである。昭和八年この處分に附せられたる「フィルム」は合計二十五件あり、いづれも場所的制限を附せられたるものである。而して之れ等場所的制限を附せられたる「フィルム」は多く醫學、衛生に關するものである。

(三) 切除

「フィルム」檢閲に當つて、拒否、改訂、及土地的制限は「フィルム」の全體的支障に基く處分であるが、切除は部分的に「フィルム」の支障箇所を排除するものである。

(イ) 切除件數及除米數

昭和八年檢閲取扱總件數一四、九八四件中、その内容の一部分が切除せられたるものは合計六三三件、その割合は、檢閲件數一〇〇件に對する四・二件となつて居り、昭和七年と略々同率にある。之を米數に就て見れば、昭和八年檢閲總米數一六、一九八、九六三米中、切除米數は一七、九七一・二八米で、その割合は檢閲米數一、〇〇〇米に對し一・一米となり、之亦昭和七年と同率となつてゐる。

表三〇 總檢閲、切除件數、米數比較

種別	檢 閱 件 數		檢 閱 米 數		被切除「フィルム」件數	被切除米數	檢閲米數一、〇〇〇對スル切除米數ノ比
	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年			
實體畫	一七、四〇五	一三、七五〇	一七、一二九、五四八	一五、八〇三、五六四	七、七四	一七、九三〇・〇八	一一・一
描畫	七、四九	九、三四	二〇四、四三四	二〇四、四三四	一一	三、九七〇	〇・二
混合畫	三〇〇	三〇〇	一四一、五一九	一九〇、九六五	三	一、三五〇	〇・一
合計	一八、四三六	一四、九八四	一七、三七七、三三二	一六、一九八、九六三	三	三、四〇〇	〇・三
	昭和七年	昭和八年					
	一八、四三六	一四、九八四	一七、三七七、三三二	一六、一九八、九六三	七、八〇	六三三、一七、九七一・二八	一一・一
					一九、五九一・〇〇		

(ロ) 新檢閲切除件數及切除米數 (實體畫)

「フィルム」の支障箇所の實際的狀況を知るためには新檢閲に依るべきである。何となれば、前項の如き總檢閲の場合に於ては、複本檢閲の場合に便法として行はれてゐる原畫納入及申請前切除がその計數に算入せられないのみならず、再檢閲の如く既に一度檢閲を経たるものもあり、檢閲と制限との實際の關係を知る上に於ては不合理な點が多い。

昭和八年新検閲件数は三、五二四件、その中、内容の一部分が切除せられたる「フィルム」は合計四九
九件で、その割合は、検閲件数一〇〇件に對する一四件で、昭和七年に比し一件を増加してゐる。

昭和八年新検閲米数は三、六七五、七七八米で、その中、切除米数は一六、四一七、〇八米で、その割
合は検閲米数一、〇〇〇米に對する切除米数四米となり、昭和七年に比し約一米を増加してゐる。

表三一 新検閲切除件数、米数比較 (實體畫)

年次	検閲件数	検閲米数	被切除「フィルム」件数	被切除米数	検閲件数一〇〇對スル切除件数	検閲米数一、〇〇〇對スル切除米数
昭和八年	三、五二四	三、六七五、七七八	四九九	一六、四一七、〇八	一四	四
昭和七年	三、八〇八	三、七二四、八一	五〇三	一四、八六二、八〇	一三	三

(ハ) 製作國別切除件数及米数 (實體畫、新検閲)

昭和八年「フィルム」切除率は、件数、米数共に概して外國物に高く、日本物に低い。また外國物に於
ては、歐洲物に高く、米國物に低い。

昭和八年検閲取扱「フィルム」の検閲件数に對する切除件数の製作國別割合は、日本物は一〇〇件に
對する一〇件、米國物は一〇〇件に對する二六件、歐洲物は一〇〇件に對する一四件の割合となり、昭和
七年と比較して、米國物は著しくその切除率を増大せるに反し、歐洲物はまた著しき減率を示して來たこ

とは注目すべき現象である。

切除米数に於ては、日本物は一、〇〇〇米に對する二米、米國物は一、〇〇〇米に對する一〇米、歐洲
物は一、〇〇〇米に對する六米となり、この場合にも亦前段に準ずる現象が見られる。

表三二 切除件数、米数國別比較 (實體畫、新検閲)

國別	検閲件数	検閲米数	被切除「フィルム」件数	被切除米数	検閲件数一〇〇對スル切除件数ノ比	検閲米数一、〇〇〇對スル切除米数ノ比
日本物	昭和八年 二、五八四 昭和七年 二、七四五	二、六三二、九二二 二、六五六、八五四	二五九 三〇一	六、三三五、五八 七、五五五、一〇	一〇 一一	二 三
米國物	昭和八年 七八五 昭和七年 九五九	八六七、七〇一 九〇七、一五一	二二八 一七八	九、〇八七、〇〇 六、二三一、二〇	二六 一九	一〇 七
歐洲物	昭和八年 一五五 昭和七年 一〇四	一七五、一六五 一六〇、八〇六	二二 二四	九九四、五〇 一、〇七六、五〇	一四 二二	六 七
合計	昭和八年 三、五二四 昭和七年 三、八〇八	三、六七五、七七八 三、七二四、八一	四九九 五〇三	一六、四一七、〇八 一四、八六二、八〇	一四 一三	四 四

(ニ) 製作會社別切除件数及米数 (實體畫、新検閲)

製作會社別「フィルム」切除状況を見れば、本邦製作會社に在つては、件数に於ては、寶塚キネマの檢

関件数一〇〇件に對する切除件数三六件を最高とし、最低は松竹キネマの一〇〇件に對する一六件となつてゐる。米數に於ても、寶塚キネマの一、〇〇〇米に對する五米を最高とし、松竹キネマの一、〇〇〇米に對する二米を最低とする。

表三三 日本物切除件數、米數製作會社別比較 (實體畫、新檢閱、昭和八年)

會社別	檢閱件數	檢閱米數	被切除フィルム件數	被切除米數	檢閱件數一〇〇對スル切除件數ノ比	檢閱米數一〇〇對スル切除米數ノ比
松竹	二七四	三五九、七四二	四五	八〇〇・〇〇	一六	二
日活	二三八	三三八、八四九	四五	一、四三五・〇〇	一九	四
新興	一八一	三二三、一七四	四六	一、五八二・五〇	二五	四
大塚	九六	一二九、三五〇	三一	四五一・五〇	三二	四
寶塚	八〇	一二四、〇四六	二九	六三五・〇〇	三六	五
其他	一、七一五	一、三五七、七五一	六三	一、四三一・五八	四	一
合計	二、五八四	二、六三二、九一二	二五九	六、三三五・五八	一〇	二

外國製作會社に在つては、件數に於ては、メトロ、ゴールドウインの一〇〇件に對する五四件を最高とし、ユニヴァーサルの一〇〇件に對する二〇件を最低とする。米數に於ては、ワーナーブラザーズの一、〇〇〇米に對する二二米を最高とし、バラマウントの一、〇〇〇米に對する八米を最低とする。

表三四 外國物切除件數、米數、會社別比較 (實體畫、新檢閱、昭和八年)

會社別	檢閱件數	檢閱米數	被切除フィルム件數	被切除米數	檢閱件數一〇〇對スル切除件數ノ比	檢閱米數一〇〇對スル切除米數ノ比
ユニヴァーサル	一二七	一〇八、二三九	二六	一、一六七・五	二〇	二
フォックス	四五	七二、八九五	二三	一、五一二・五	五一	二
バラマウント	一五九	一六〇、五九〇	五三	一、三一二・〇	三三	八
メトロ	七二	一二九、〇六三	三九	一、七九七・五	五四	一四
ワーナー	四六	六五、三四八	二〇	一、五〇〇・五	四三	二
フリースト	三三六	三三一、五六六	五七	一、七九七・〇	一七	五
其他	一五五	一七五、一六五	二二	九九四・五	一四	六
合計	九四〇	一、〇四二、八六六	二四〇	一〇、〇八一・五	二五	九

三、切除理由

「フィルム」の制限は公安上、風俗上、保健上の理由に基いて行はれることになつてゐるが、その中、保健上の理由に依る制限は今日までの處では一件もなく、その全部が公安上及風俗上の理由に依る制限のみである。

昭和八年「フィルム」切除米數は總計一七、九三〇・〇八米で、昭和七年に比し約一、六九三米の減少である。

であるが、その中、公安上の理由に基く制限は五、〇三八・五米、風俗上の理由に基く制限は一二、八九一・五八米で、この兩者の割合は、公安上の理由に基くもの二十一パーセント、風俗上の理由に基くもの七十九パーセントとなり、昭和七年と比較すれば、昭和八年に於ては、風俗上の支障が公安上の支障に比して著しく増大せることを見る。

これを製作國別に見れば、日本物の公安、風俗上の兩者の理由に基く切除米數の割合は、風俗上の支障七十四パーセントに對する公安上の支障二十六パーセント、米國物は風俗上の支障七十一パーセントに對する公安上の支障二十九パーセント、歐洲物は風俗上の支障六十三パーセントに對する公安上の支障三十七パーセントとなつて居る。

表三五 切除理由別比較 (實體畫)

國別	檢問件數	檢問米數	切除件數	公安		風俗		計	
				事項數	米數	事項數	米數		
日本物	昭和八年 一一,七五五 昭和七年 一五,三三四	昭和八年 一三,四五一・六二 昭和七年 一四,七九三・九一	三三三 五三三	二二四 三三〇	一七六七 二,九〇・三	五三二 八八七	五,三三〇・八 七,九四七	七九六 一,二二七	六,九四三・〇八 一〇,八七三・三
米國物	昭和八年 一,〇〇八 昭和七年 一,七五五	一,九六三・〇五二 二,九二二・七七	二五二 三六	二四七 一七	二,八八五・五 二八二・六	七五七 五七二	六,九九三 四,七三三・七	一,〇〇九 七五〇	九,八六・五 七,六九七

歐洲物	昭和八年 昭和七年	昭和八年 昭和七年	公安		風俗		計	
			事項數	米數	事項數	米數		
歐洲物	四二七 三三六	四三三・五二 四三三・〇七一	二二 二二	三六 三三	七四 四〇	六一・五 六一・五	一〇二 一〇一	一,〇七三・五 一,〇七六・五
合計	一三,七五〇 一七,一〇八	一五,八三三・六四 一七,二九三・四八	六〇〇 七九二	四九六 五五〇	一,四一三 一,二八九・五八	一一,〇一五 一三,三三四・七	一,九〇九 二,〇七三	一七,九三三・〇八 一五,四五三・五

(一) 公安上の切除箇所數及米數

公安上の支障の中、最も多きは、犯罪に關するもので、切除事項數一〇一件、切除米數八九七・五米、それに次では社會組織に關するもので、切除事項數六九件、七二〇・五米、最も少きは朝憲に關するもので、切除事項一件七米となつてゐる。

之を製作國別に見れば、日本物に在つては、社會組織に關するもの、米國物に在つては、犯罪及び公務執行に關するもの、歐洲物に在つては、犯罪及び社會組織に關するものが最も多數を占めてゐる。

(二) 風俗上の切除箇所數及米數

風俗上の支障の中、最も多きは、淫蕩卑猥に關するもので、就中接吻は最も多い。残酷及び性的暗示に關するものも亦尠からずある。

之を製作國別に見れば、日本物に在つては、痴態、性的暗示、残酷及び教育上の支障最も多く、米國物に在つては、接吻、痴態、姦通等に關するもの多く、歐洲物に在つては、接吻、姦通に關するものが多きを占めてゐる。

表三六 切除理由比較 (昭和八年)

理由別	日本		米國		歐洲		計
	事項數	米數	事項數	米數	事項數	米數	
皇室	一五	六元	一	一〇〇	一	一六	四八〇
國家	一	七	一	一〇〇	一	一	七〇
社會	三九	四六六・五	三	八・五	一	三	八・五
國民	一	一〇	一	九七・五	一	一七・五	七二〇・五
紛爭	四	一〇	一	六〇	一	二	九七・五
犯罪	三	三・五	一	一四八・〇	一	四	三九・五
公犯	二	二七〇	六	五九七・〇	一	一〇	一八〇・五
公安	一一	四〇〇	四	六二七・〇	一	一〇	三九・五
其他	一〇一	八〇〇・五	一〇〇	一三五〇	八	二二〇	二,三〇七・五
小計	二四	一七六七	二四七	二,八八九・五	三五	三八六	五,〇〇八・五
敬禮	七	四三・〇	一	五八・〇	一	七	一〇三・〇
殘酷	七	七〇	一	六	一	七	一〇三・〇

合	俗		風		計
	小計	其他	計	其他	
八〇六	五九三	二一三	二九六	一五	一,〇一〇
七,〇〇・六	五,四三三・六	一,〇〇二・五	二,七三二・六	九六七・五	九,九〇三・五
一,〇一一	七六五	一五九	四九〇	一〇一	一,〇一九
九,九〇三・五	七,〇〇八・〇	一,九四四・五	三,六三三・五	七五二・〇	一〇,九三三・五
一〇九	七四	一	六三	一六	一〇九
一,〇五七・五	六七一・五	二〇六・五	三四〇・五	九〇・〇	一,〇五七・五
一,九二七	一,四三一	三九	八五一	三三	一,九二七
一七,九七・六	一三,〇三三・六	三,〇〇三・五	六,六六二・六	一,八〇九・五	一七,九七・六

四、取 下

取下は申請者側の都合に依るか、或は、内容上の支障に關して當者の徳憑に依つて、檢閲處分前に、該申請「フィルム」を取下げものである。昭和八年取下件数は合計七一件、四一七卷、九九、三六〇米あり、その中、日本物四八件、外國物二三件となつてゐる。尙ほ之等の取下「フィルム」の中、査閱前取下げたるものは四一件、査閱後取下げたるものは三〇件となる。

尙ほ取下理由に依つて之を大別すれば、申請者の都合、臺本の不備を理由とするもの三五件、改訂を命じられたるもの二三件、内容拒否となるべきもの一三件となつてゐる。

表三七 取 下 件 數 (昭和八年)

國 別	査 閱 前			査 閱 後			計		
	件數	卷數	米	件數	卷數	米	件數	卷數	米
日 本 物	三五	二一四	五〇、三二四	一三	四一	七、九一〇	四八	二五五	五八、二三四
外 國 物	六	二九	七、二三六	一七	一三三	三三、八九〇	二三	一六二	四一、一二六
合 計	四一	二四三	五七、五六〇	三〇	一七四	四一、八〇〇	七一	四一七	九九、三六〇

五、統計附表

(一) 説明臺本再記入及「フィルム」檢印再押捺申請件數調 (昭和八年)

申請者	説明臺本再記入	「フィルム」檢印再押捺	計
日本活動寫眞株式會社	三一	二六〇	二九一
新興キネマ株式會社	二六	一〇三	三〇
寶塚キネマ株式會社	一五	一〇	二五
松竹キネマ株式會社	五	一	六
大都映畫株式會社	三	一	四
東和商事合資會社	二	一	三
千鳥興行株式會社	二	一	三
ヤマニ洋行	二	一	三
セカイフィルム社	二	一	三
三 映 社	二	一	三
大阪毎日新聞社	五	三	八
大 阪 朝 日 新 聞 社	四	三	七
東京朝日新聞社	三	一	四
メトロポールデウイ	三	一	四
ムニツァール映畫會社	一	一	二
フオックス映畫會社	一	一	二
パラマウント映畫株式會社	一	一	二
ユナイテッド映畫株式會社	一	一	二
スナック映畫株式會社	一	一	二
ワーナーブラザーズ映畫株式會社	一	一	二
トナシヨナル映畫會社	一	一	二
其他	七	三	一〇
合 計	一九一	三八一	五七二

(二) 検閲規則第二條に依り廳府縣に於て檢閲したる「フィルム」數 (昭和八年)

地 方	有 料 檢 閲				手 數 料 免 除 檢 閲				計				
	件數 卷數	米 數	件制 數限	米切 除數	手數料 額	件數 卷數	米 數	件制 數限	米切 除數	件數 卷數	米 數	件制 數限	米切 除數
北 海 道	一	六	一	一	二〇・八六	一	六	一	一	一	六	一	一
東 京 道	一	二	一	一	七・〇八	一	二	一	一	一	二	一	一
大 阪 府	一	一	一	一	三・〇六	一	一	一	一	一	一	一	一
神 奈 川 縣	一	一	一	一	八・〇八	一	一	一	一	一	一	一	一
長 崎 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
新 潟 縣	一	一	一	一	一・九八	一	一	一	一	一	一	一	一
群 馬 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
愛 知 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
靜 岡 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
山 梨 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
岐 阜 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
滋 賀 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
愛 媛 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
山 形 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
秋 田 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
福 井 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
石 川 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
富 山 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
鳥 取 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
島 根 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
廣 島 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
山 西 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
德 島 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
香 川 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
高 松 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
愛 媛 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
佐 賀 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
大 分 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
熊 本 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
宮 崎 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿 兒 島 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
沖 縄 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
合 計	三	六	三	三	三二・〇〇	三	六	三	三	三	六	三	三

地 方	有 料 檢 閲				手 數 料 免 除 檢 閲				計				
	件數 卷數	米 數	件制 數限	米切 除數	手數料 額	件數 卷數	米 數	件制 數限	米切 除數	件數 卷數	米 數	件制 數限	米切 除數
北 海 道	一	六	一	一	二〇・八六	一	六	一	一	一	六	一	一
東 京 道	一	二	一	一	七・〇八	一	二	一	一	一	二	一	一
大 阪 府	一	一	一	一	三・〇六	一	一	一	一	一	一	一	一
神 奈 川 縣	一	一	一	一	八・〇八	一	一	一	一	一	一	一	一
長 崎 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
新 潟 縣	一	一	一	一	一・九八	一	一	一	一	一	一	一	一
群 馬 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
愛 知 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
靜 岡 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
山 梨 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
岐 阜 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
滋 賀 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
愛 媛 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
山 形 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
秋 田 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
福 井 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
石 川 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
富 山 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
鳥 取 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
島 根 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
廣 島 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
山 西 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
德 島 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
香 川 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
高 松 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
愛 媛 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
佐 賀 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
大 分 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
熊 本 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
宮 崎 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿 兒 島 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
沖 縄 縣	一	一	一	一	一・三六	一	一	一	一	一	一	一	一
合 計	三	六	三	三	三二・〇〇	三	六	三	三	三	六	三	三

第五章 地方廳との聯絡

當省に於ける活動寫眞「フィルム」檢閲の成果は、一に地方廳に於ける實地取締の徹底に俟たざるべからざるを以て、常に兩者間緊密の聯絡を保ち些の遺憾無からしむるが爲め、兩者の訓令通牒竝に地方廳との重要な照復等は勿論、檢閲に當り拒否又は制限したる「フィルム」及説明臺本其の他取締上参考となるべき事項を記載したる活動寫眞「フィルム」檢閲時報を毎月三回（一、六〇〇部宛）發行し、之を廳府縣警察部に二部、各警察署、警部補派出所に一部宛配布し以て活動寫眞「フィルム」興行に關する諸願届の受理及興行場臨檢取締の資に供しつゝあり。尙取締上の參考に資する爲め憲兵司令部、陸海軍省、文部省、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、南洋廳及樺太廳にも之を配布す。

第六章 違反事件

昭和八年中に於ける活動寫眞「フィルム」檢閲規則違反事件件數左の如し
説明臺本内容變更改竄

上映禁止	三三件
諭示	九件
「フィルム」内容變更改竄	
上映禁止	三件
諭示	一件
「フィルム」或は説明臺本毀損	
上映禁止	九件
檢閲效力期間經過	
上映禁止	四件
未檢閲「フィルム」	
上映禁止	四件
附錄	
一、活動寫眞「フィルム」に關する一般狀勢	

備考 括弧内は昭和七年十二月二十日現在

合	沖鹿宮熊佐大福	高愛香徳和	山廣岡島鳥	富石福秋山	青岩福宮長
計	兒	歌			
	細島崎本賀分岡	知媛川島山	口島山根取	山川井田形	森手島城野
(一、〇六五)	四四二七〇〇七	〇五一八八	五八一八三	八五五一二	六四二五〇
(四九)	二		-		
(三八六)	七〇一四六〇	三七五五七	〇四五 六	三三三〇四	六五三四八
(一、四九八)	一一二一一七	一一二一一	二二二	一一二一	一一三一二
	四一四八四六七	三二六三六	五三六八九	一八八一六	二一五九八
(三三九)	一五二六四六七	三	四七十三三	八九九 四	六四五四七
					六四九五九

地	岐滋山靜愛	三奈栲茨千	群埼新長兵	神大京東北
方	阜賀梨岡知	重良木城葉	馬玉湯崎庫	川阪都京道
上主トシテ日本物ヲ	一三三	二一三一	二二二一四	一
	七四六〇二	六一六〇〇	〇七四二七	五二四九二
上主トシテ外國物ヲ				二
	三		三	一八二三一
混合上映スル館	一	一	一	二
	五四四七九	一三三五八	五二三七七	四一三五
計	一一一三五	一一二二一	二二三一五	一
	二八〇七四	七四九五八	五九七九七	六四五四五
ア内發聲映寫機設備	一三		二	一
	七五三一三	七四四五八	七七六七五	二六二四一
				二一三三五

(一) 全國活動寫眞常設館調査表 (昭和八年十二月二十日現在)

合	沖鹿宮熊佐大福	高愛香徳和	山廣岡島鳥	富石福秋山	青岩福宮長
計	兒	歌			
	細島崎本賀分岡	知媛川島山	口島山根取	山川井田形	森手島城野
九					
九〇	二		三三		- -
二二二	四 三	-	五四	- 二	- - - 五 -
三五五	二 - 七 - 八	二 - 二 二	四 六 三 - 二	二 - 三 二 五	三 三 四 四 -
一九九	- 二 四 二 二 五	三 - 一 七 三 二	四 七 四 - 二	三 三 三 二 二	二 - 一 四 二 二
一六一	二 二 二 - 七	二 - - 四	四 二 三 二 二	二 - 三 二	四 五 二 五 五
一五五	- - 二 四 三 三	三 三 二 四	三 三 二 - -	- 七 三	- 三 八 二 八
八九	- 三 三 二 三 九	- 三 - - -	二 -	二 - 二 -	三 五 - 四
八七	二 - 二 二 - 六 四	- 三 三 五	- 五 -	- 二	- 五 三
一三二	四 四 四 四 - 六	- 三 二	二 七 六 二 -	- 三 三	三 六 四
一四八	- - 一 二 - 一 七	- 二 - - - -	二 三 二	- 二 -	- 二 三 - 二
	四 - 四 八 四 六 七	三 二 六 三 六	五 三 六 八 九	一 八 八 - 一 六	二 - 一 五 六 八

岐滋山静愛	三奈栲茨千	群埼新長兵	神大京東北	地方
			奈海	
阜賀梨岡知	重良木城葉	馬玉湯崎庫	川阪都京道	
				未〇〇〇〇
				滿人〇〇〇
				未〇〇〇〇
				滿人〇〇〇〇
	- 二	- 一 -	二 九	一 - 一 四
	二	- 一 -	二 九	一 一 - 二 三
	五 九	二 二 -	五 - -	二 三 七
	五 九	二 二 -	五 - -	一 二 九 六 七
	- 二	-	-	一 二 三 七
	二 - 一 一 三 -	三 三 三	一 五 五 六 五	一 四 - 〇 -
	二 - 一 一 三 -	三 三 三	一 五 五 六 五	六 五 - 二 三
	三 六 三 二 九	一 四 四 三	三 二 六 七	二 一
	三 六 三 二 九	一 四 四 三	三 二 六 七	九 一 七 八 七
	一 四 - 一 三 九	一 六 三 六 六	二 七 五 二 三	- 一 -
	一 四 - 一 三 九	一 六 三 六 六	二 七 五 二 三	六 - 一 七 三 -
	二 - 二 八 四	三 五 六 五 三	四 七 二 五 四	二 七 四 五 七
	- 二 二 - 一 -	四 三 - -	五 - 二 五	二 二 - 三 二
	二 三 -	- 二 二 三	四 - 二	二 三 二
	- 三 -	七 - 三 二	六 六 三 三	-
	一 一 - 三 五	一 二 - 一 二 -	二 二 三 - 一 五	一 二
	二 八 〇 七 四	七 四 九 五 八	五 九 七 九 七	六 四 五 四 五
				九 八 四 七 五
				計
				備
				考

(二) 定員に依る活動寫真常設館調査表 (昭和八年十二月二十日現在)

合計	沖鹿宮熊佐大 兒 細島崎本賀分	福高愛香德 岡知媛川島	和山廣岡島 歌 山口島山根	鳥富石福秋 取山川井田	山青岩福宮 形森手島城
六一					
六六	一七九九	二六五九七	七七七八五	三九二六八	三四九四七
一四〇三七	八三三五四七	二〇九四〇三	三二七六三	四四八二四	五五〇九四
一三一七〇八	一三〇八四四	六八三二八	三六六六〇	六四三三八	五九五九三
九					
六六五九	一四五六三	三〇五九七	四九六九七	六二二五九	五六八四六
二九					
七					
四〇五					
二六六六	一四七五〇	二六四三三	七〇七四六	四九七六七	八七六九七
二〇四六	九五七四四	二二〇四四	三八〇〇八	六三〇四五	三三五八六
四〇					
四一					
四二四八	一四九四四	一六六五三	四九六四四	二八八二三	四七五七三
七					

地方	長岐滋山靜愛 野阜賀梨岡知	三奈柳茨千 重良木城葉	群埼新長兵 馬玉湯崎庫	神大京東北 奈川阪都京道	地方	男	女	計
卒業以上					男			
中等學校	八〇三三五	五七八六四	二〇四九三	三六五七九	男			
高等小學校					女			
尋常小學校	四八三三九	六九六四元	五五五二六	九三三三二	男			
尋常小學校					女			
尋常小學校	八八七五二	六九六三九	一九五一七	四九四三三	男			
尋常小學校					女			
計	六三三三二	七九四三三	七九四三三	一三三三三	男			
計					女			
卒業以上					男			
中等學校					女			
高等小學校	四八三三九	五三三三三	五三三三三	三三三三三	男			
尋常小學校					女			
尋常小學校	一三三三三	二二二二二	二二二二二	三三三三三	男			
尋常小學校					女			
計	五三三三三	三三三三三	三三三三三	一三三三三	男			
計					女			

(三) 活動寫眞「フィルム」説明者及映寫技術者調 (昭和八年十二月二十日現在)

(四) 活動寫眞「フィルム」製作者、輸入業者及配給業者調 (昭和八年十二月二十日現在)

六〇

地 方	製 作 業 者	輸 入 業 者	配 給 業 者	計
東北				
大 京				
神 兵				
千 柄				
愛 奈				
靜 岐				
宮 青				
岡 島				
廣 山				
香 山				
愛 香				
福 愛				
熊 福				
宮 熊				
合 計	一四一	一〇〇	九六	一三七

備考
 一、括弧内は昭和七年十二月二十日現在の計数を示す
 二、本表中二業以上兼ねる者は其の主たる業に算入す
 三、法人も一業者として計上す

(七) 活動寫眞「フィルム」製作所及其從業員調 (昭和八年十二月二十日現在)

製作所名	俳優		監督	撮影技士	仕上係		道具係		事務係		計
	男	女			男	女	男	女	男	女	
北海道 北海タイムス社	1										1
北海道 堀内商會											
北海道 北洋映畫社											
松竹キネマ株式會社	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
浦田撮影所											
寫眞化學研究所	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
(P.C.L.) 大都映畫株式會社											
岩岡商會											
精巧キネマ商會											
振進キネマ											
山口シネマ											
日本キネマ株式會社	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
荒川映畫社											
大東映畫製作所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松竹キネマ京都撮影所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
影松キネマ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日本活動寫眞株式會社	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新太泰撮影所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新興キネマ撮影所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千惠蔵プロダク	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
入江プロダクシオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
寬壽部プロダク	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
寶塚キネマ撮影所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
J.O.T. キネ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
太泰發聲スタジオ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
加藤映畫製作所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
錦城映畫製作所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
寺田商會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北山商會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣瀨シネマ商會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タカマサ映畫社	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
中島映畫製作所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫 中島映畫製作所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉 阪妻關東撮影所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良 市川右太衛門プロダク	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
静岡 下田映畫製作所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山岡 岡山キネマ製作所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山岡 正徳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡 横田商會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎 寺田商會九州支店	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	956	458	107	135	210	34	363	28	351	43	2628

備考 「ローマ」数字は助手の計数を示す

(八) 常設活動寫真館配給者系統調 (昭和八年十二月二十日現在)

地方	直營						計	步合館	特約館	自由館	合・計
	松竹	日活	新興	大都	寶塚	S Y					
青岩福宮長											
岐滋山靜愛											
三奈栃茨千											
群埼新長兵											
神大京東北											
奈海											
川阪都京道											
森手島城野											
阜賀梨岡知											
重良木城葉											
馬玉湯崎庫											
計	四	三	三	二	一	一	三	三	七	三	四
步合館	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
特約館	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
自由館	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合・計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

總計	備考			
	沖鹿宮熊佐大福 兒	高愛香徳和 歌	山廣岡島鳥 口島山根取	富石福秋山 山川井田形
二				
三				
一				
一				
七				
一				
八				
一				
二				
八				
三				
五				
二				
八				
一				
四				
九				
八				

直營館欄には製作會社及配給會社(個人を含む)自ら館を有するか或は館を賃借して直接興行するものを計上す
 歩合館欄には配給者との間に一定の歩合契約(總收入料金の何割かを配給者か寫真料金として取得する契約)に依り興行するものを計上す
 特約館欄には館主又は館を賃借する者或る期間一定の配給者に對し收入の多寡を問はず一定の寫真賃借料を支拂ひて自ら興行するものを計上す
 自由館欄には各配給者より毎週一本若は數本宛館主自ら「フィルム」を撰擇賃借して興行するものを計上す
 右各項中二以上に該當するものは其の主なるものに計上す
 歩合館特約館の配給者二以上あるときは其の主なるものに計上す

合	沖福愛香山廣岡 島富福福岐 愛三枋千長 兵神大京北				地	
	奈 海					
計	繩岡媛川口島山 根山井島早 知重木葉崎 庫川阪都道				方	
					火 放	
三					途未盜強	
一〇九	一〇四	二二六三	六一	六九二二〇	三 三二七七七	盜 窃
二					摸 拘	
六					詐 欺	
五					領 横	
二					入 侵 居 住	
一					行 暴	
一					藥火砲銃 反違締取	
二					處犯察警 反違令罰	
五					他 共	
一三四	一	一四二二二六六	一二八一二	一 〇九二二四	三 四三七九七	計

(ロ) 活動寫眞「フィルム」に因る犯罪調 (昭和八年)

合	三二二 二二二 十十 十十 十十九九八				年 齡
	十 十 十九八 七六五四三 二一				
計	歳歳歳 歳歳歳歳歳 歳歳歳歳歳 歳歳歳歳歳				別
					火 放
三					途未盜強
一〇九	一一一	五三五二	六七八〇五	六二四二二	盜 窃
二					摸 拘
六					詐 欺
五					領 横
二					入 侵 居 住
一					行 暴
一					藥火砲銃 反違締取
二					處犯察警 反違令罰
五					地 共
一三四	一一一	一五五八八	八一〇三五	七二四二二	計

(九) 活動寫眞「フィルム」に因る犯罪調
(イ) 活動寫眞「フィルム」に因る年齢別犯罪調 (昭和八年)

合	沖鹿宮熊佐大福	高愛香徳和	山廣岡島鳥	富石福秋山	青岩福宮長
	兒		歌		
計	細島崎本賀分岡	知媛川島山	口島山根取	山川井田形	森手島城野
五九					
二七					
二九					
一一五					

地	岐滋山靜愛	三奈栢茨千	群埼新長兵	神大京東北
				奈海
方	阜賀梨岡知	重良木城葉	馬玉湯崎庫	川阪都京道
常設館				
常設館以外ノ興行場				
假設興行場				
計				

(一〇) 活動寫真「フィルム」興行に伴ふ事故調
 A 活動寫真「フィルム」興行に伴ふ事故件數調 (昭和八年)

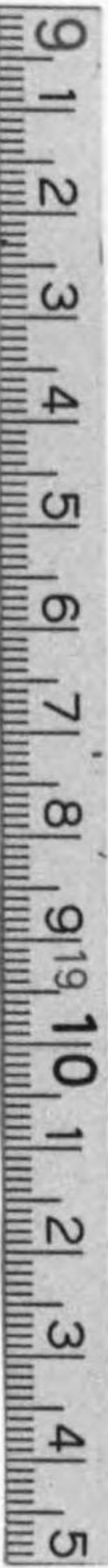
合	沖鹿宮能佐大福高愛香徳和山廣岡島鳥富石福秋山青岩福宮
計	細島崎本賀分岡知媛川島山口島山根取山川井田形森手鳥城
五	-
九	- - -
七	- - - - - -
八	-
八	- - -
一〇	- - - - -
一二	- - - - -
七	- - - - - -
一三	- - - - - -
一五	- - -
一三	- - - - -
八	-
一一	
一五	- - - 三 二 四 - - 二 四 四 二 - 三 二 三 - - 三 - 一 二 二

長岐滋山靜愛三奈栃茨千群埼新長兵神大京東北	地
野阜賀梨岡知重良木城葉馬玉湯崎庫川阪都京道	方
- - - - -	一月
三 二 - -	二月
-	三月
- - - 二	四月
- 三 - -	五月
- - - - -	六月
- - - 三 -	七月
- -	八月
三 - - 二 - -	九月
二 - - - 二 - - - 二	十月
- - - 三 - -	十一月
- - 三 -	十二月
二 - - - 四 - 六 四 二 三 四 二 - 一 八 七 六 八	計

B 活動寫真「フィルム」興行に伴ふ事故件數調(月別)(昭和八年)

昭和八年(自一至十二) 保局

製會 作社 國 及別	檢 閱 別	實		計						
		檢閱件數	檢閱卷數	檢米 閱數	檢手 數閱科	制 限件數	切 除米數			
日 木	松 竹	新再 複本 手數 計	274 17 1,452 57 1,810	1,514 82 9,116 187 10,899	361,238 18,344 321,406 42,758 2,743,746	3,612.38 91.68 11,601.78 15,305.84	46 26 72	801.3 222.4 1,023.7		
		日 活	新再 複本 手數 計	238 197 1,006 91 1,532	1,489 1,533 8,229 473 11,724	339,750 353,197 960,554 88,162 2,741,663	3,397.50 1,765.47 9,800.36 14,963.33	45 18 63	1,435 172.5 1,607.5	
			新 興	新再 複本 手數 計	181 52 594 27 854	1,379 391 5,134 120 7,024	323,174 85,337 228,086 25,716 663,313	3,231.74 431.56 6,139.28 9,802.58	46 18 64	1,582.5 99 1,681.5
	大			新再 複本 手數 計	96 2 458	668 14 3,383	129,350 2,786 652,142	1,293.50 13.93 3,259.62	31 2	451.5 8
	物	利	新再 複本 手數 計	41	180	4,909 44,317	255.61	1	22	
		ソ 聯 ウ エ ー ト 邦	新再 複本 手數 計	11 3 11 25	59 9 46 114	14,033 2,014 9,238 25,285	140.33 10.06 150.39	3 3	287.5 287.5	
			其 他	新再 複本 手數 計	4 4 1 9	11 18 4 33	2,717 4,762 1,066 8,545	27.17 23.80 50.97		
				計	155 71 66 135 427	723 326 475 291 1,815	1,776.45 79,306 23,365 60,589 40,905	1,776.45 396.35 616.67	22 3 1 26	994.5 37 26 1,057.5
		總 計	新再 複本 手數 計	3,524 930 5,878 3,418 13,750	16,550 5,719 39,519 7,586 69,374	3,679,581 1,279,221 9,259,138 1,669,023 15,887,963	37,795.81 6,453.07 46,774.75 91,023.63	508 122 3 633	6,446.3 1,490.4 34.8 17,971.28	

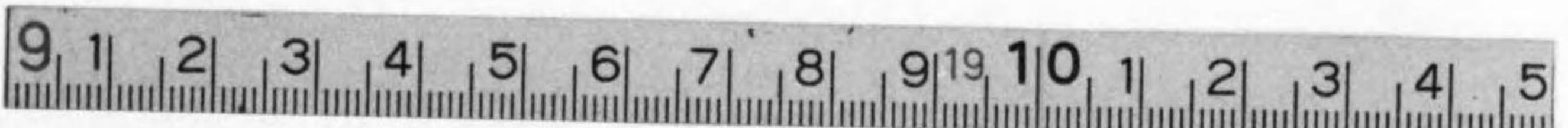


昭和八年 (自十二月)

活動寫真「アノイ」

樂

製作國及社別	樂														
	總計	現代	新時代	人情劇	活劇	時代劇	家庭劇	社會劇	史劇	探偵劇	怪奇劇	傳記劇	童話劇	傳記劇	其他
日本	總計	1,071.3	1,017.3	6,668.2	1,017.3	1,017.3	1,017.3	1,017.3	1,017.3	1,017.3	1,017.3	1,017.3	1,017.3	1,017.3	1,017.3
	其他	61	61	2	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
日	總計	300	2,655	679,453	271.5	171	1,553	331,427	272.5	111	1,057	253,625	282.5	111	1,057
	其他	44	355	97,850	78	31	258	62,403	255	18	178	431,171	15	18	178
歐	總計	15	132	33,838	132.5	11	28,270	9,282	79	1	1,853	1	1	1	1
	其他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
米	總計	149	1,212	299,672	45	149	1,212	299,672	45	149	1,212	299,672	45	149	1,212
	其他	57	475	100,071	15	57	475	100,071	15	57	475	100,071	15	57	475
英國	總計	18	166	41,454	479.5	18	166	41,454	479.5	18	166	41,454	479.5	18	166
	其他	3	27	6,668	2	3	27	6,668	2	3	27	6,668	2	3	27
美國	總計	777	6,709	1,634,853	53.5	777	6,709	1,634,853	53.5	777	6,709	1,634,853	53.5	777	6,709
	其他	155	1,318	324,268	10	155	1,318	324,268	10	155	1,318	324,268	10	155	1,318
總計	總計	3,398.5	8,171	1,973,453	109	3,398.5	8,171	1,973,453	109	3,398.5	8,171	1,973,453	109	3,398.5	8,171
	其他	109	1,090	241,125	1	109	1,090	241,125	1	109	1,090	241,125	1	109	1,090



昭和八年(自十二月)

活動寫眞「フィルム」檢閲統計表 (第二表ノ二)

警 保 局

製作國及會社別	種別	實										寫					總計		
		娯樂			宣			傳				教		時		小計		計	
		風	俗	運動	產	生	助	宗	軍	政	其	計	育	事	計				
松竹	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	24 22,849		2 2 628		27 75 21,532	12 22 15,961	2 3 647	2 7 1,116	4 8 2,366	20 23 4,312	16 16 3,663	98 104 20,920	8 25 4,068	325 333 80,272	459 539 126,759	1,810 10,899 2,736,689		
日活	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	5 1,472		22 22 3,262	46 62 14,947	12 22 4,577	2 3 647	2 7 1,116	4 8 2,366	16 16 3,663	20 23 4,312	16 16 3,663	98 104 20,920	8 25 4,068	325 333 80,272	459 539 126,759	1,810 10,899 2,736,689		
新興	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數			1 1 229	4 6 14,947	2 2 4,577		2 7 1,116	4 8 2,366				5 15 3,695	2 2 102	42 46 9,829	114 114 22,905	99 114 2,736,298		
大抵	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數				1 3 753								1 3 753		4 4 545	5 7 1,298	566 4,065 784,278		
其他	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數																480 3,773 761,515		
計	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	383 638 128,585 2	123 160 34,165 2	93 149 29,041 2	133 173 26,193	729 1,122 217,989 2	499 962 232,750 8	22 42 9,788 8	36 46 10,432 17	42 76 12,537 31,265	66 147 31,265	70 155 33,631	1 2 571	207 447 91,941 7.5	447 1,722 388,637 9	402 928 201,438	1,697 2,088 406,988 2	3,701 5,858 1,215,048 13	6,473 22,057 4,722,066 66
米	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	409 716 150,906 2	123 160 34,165 2	95 151 29,669 2	157 197 29,709	794 1,224 244,450 2	635 1,128 269,270 17	22 42 9,788 17	38 49 10,432 13,653	44 83 12,537 33,631	70 155 33,631	1 2 571	244 487 100,082 7.5	487 1,946 437,397 18	417 966 209,300	2,071 2,471 498,211 2	4,326 6,606 1,389,358 22	11,715 59,542 13,408,161 342	11,715 59,542 13,408,161 342
日本	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	409 716 150,906 2	123 160 34,165 2	95 151 29,669 2	157 197 29,709	794 1,224 244,450 2	635 1,128 269,270 17	22 42 9,788 17	38 49 10,432 13,653	44 83 12,537 33,631	70 155 33,631	1 2 571	244 487 100,082 7.5	487 1,946 437,397 18	417 966 209,300	2,071 2,471 498,211 2	4,326 6,606 1,389,358 22	11,715 59,542 13,408,161 342	11,715 59,542 13,408,161 342
歐洲	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	29 41 6,474	7 17 4,132	24 38 8,412	56 142 30,681	116 238 49,699	95 101 15,158	2 3 633	2 3 633	13 22 5,222	13 22 5,222	110 126 21,011	57 170 37,902	101 119 28,817	384 653 137,429	394 653 1,963,082	1,608 8,017 1,963,082		
英國	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	3 7 1,518		1 1 280	1 1 1,768	1 1 157	1 1 157	1 1 157	1 1 157	1 1 157	1 1 157	2 2 7,298	31 31 7,298	13 46 10,620	46 46 36,255	30 150 36,255			
歐洲其他	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	11 22 5,611	4 4 848	23 23 3,010	2 7 14,72	40 56 10,941	17 26 5,051	2 4 953	2 4 953	2 9 2,811	2 9 2,811	21 39 8,815	54 75 14,539	2 6 1,534	117 176 35,829	215 947 224,396			
歐洲其他	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	3 12 2,895	1 5 1,399	5 28 3,942	13 36 5,988	69 120 22,940	25 43 8,940	7 18 3,942	7 18 3,942	6 18 5,184	6 18 5,184	39 82 13,448	73 131 26,523	24 61 13,041	21 78 16,240	25 114 25,285			
歐洲其他	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	23 47 10,763	5 9 2,247	28 28 3,942	13 36 5,988	69 120 22,940	25 43 8,940	7 18 3,942	7 18 3,942	6 18 5,184	6 18 5,184	39 82 13,448	73 131 26,523	24 61 13,041	21 78 16,240	25 114 25,285			
總計	檢閱件數 檢閱米數 檢閱限制米數 檢閱未檢閱米數	451 834 188,143	135 186 40,545	147 217 42,023	226 375 66,378	969 1,589 317,089	755 1,272 293,358	31 63 14,233	38 49 10,432	44 83 13,653	71 158 34,113	2 2 571	263 527 110,456	1,203 2,154 476,886	2,196 2,651 540,069	4,915 7,653 15,803,364	13,756 69,774 15,803,364		

昭和八年(自一月至十二月)

活動寫眞「フィルム」檢閱統計表(第三表)

警保局

Table with columns for production country (製作國別), inspection and restriction (檢閱及制限), and various categories of film reviews (實體畫, 描畫, 混合畫, 合計). Rows are categorized by country (日本, 米國, 歐洲, 總計) and type of restriction (檢閱件數, 檢閱卷數, 檢閱米數, 制限件數, etc.).

三、映畫統制委員會成立經過記錄

豫而、内務省文部省大藏省三省に於て研究中なりし映畫統制委員會も愈々昭和九年三月十三日開議を以つて成立することになつた。依而左に簡單にその成立までの經過を報告する。

昭和八年二月八日

岩瀬亮氏左記建議案を衆議院に提出

映畫國策樹立ニ關スル建議

政府ハ速ニ映畫ノ調査統制ノ爲適切ナル機關ヲ設ケ其ノ發達ヲ期スルト共ニ豫メ之ニ伴フ諸般ノ弊害ヲ防止セラレムコトヲ望ム
右建議ス

映畫國策樹立ニ關スル建議案理由書

映畫ハ其ノ娛樂機關宣傳機關タルノ職能ニ於テ將又其ノ教化機關タルノ職能ニ於テ近代科學ノ所産中最廣ク民衆生活ニ關與セルモノト言フヘシ、然ルニ政府ハ民間ノ會社カ營利ノ目的ヲ以テ映畫ヲ製作スルカ儘ニ放置シ只纔ニ消極的ナル映畫善察ヲ行フニ過キスシテ何等積極的ノ指導及統制ノ策ニ出テス
惟フニ興行映畫ハ娛樂ヲ目的トスルモノナルヲ以テ國民ノ思想向上風教善導ニ對シテ遺憾ノ點鮮シトセ

ス映畫カ觀衆ヲ不知不識ノ間ニ誘致スルカニ至リテハ蓋言論機關ニ劣ラサルモノアリ殊ニ感受シ易キ青年婦女子ニ及ホス影響ニ至リテハ學校教育ニモ劣ラサル底ノモノアリ

若夫レ外國會社ノ製作ニ係ル日本紹介ノ映畫ニ至リテハ殊更ニ奇矯ナル風習虛構ノ事實ヲ描寫セルヲ以テ本邦ノ品位ヲ傷ケ不測ノ誤解ヲ招來スルノ場合尠シトセス斯ノ如キ對外的國家ノ損失ヲ防止セムカ爲ニハ進ムテ純正且高雅ナル日本紹介映畫ヲ製作シ以テ海外ニ供セサルヘカラサルハ論ヲ俟タサル所ニシテ單ニ民間ノ映畫會社ノミニ依リテハ此ノ大目的ノ達成セラルヘキモノニ非サルハ明ナリ
今ヤ各國ハ斯ノ如キ弊害ニ鑑ミ且指導統制ノ必要ナルヲ痛感シ特ニ映畫ニ關スル專管機關ヲ設置セルノ現狀ナリ

我カ國亦宜シク右情勢ニ鑑ミ速ニ對策機關ヲ特設シ諸般ノ關係項ヲ調査シ有効適切ナル指導統制ヲ確立シ以テ此ノ文化事業ノ助長發達ヲ圖ラシムコトヲ要ス是本案ヲ提出スル所以ナリ

昭和八年二月十三日

衆議院建議委員第二分科（内務省所管）會に於て、岩瀬亮氏提出に係る「映畫國策樹立ニ關スル建議案」可決採擇

昭和八年三月

映畫國策樹立に關する建議案に基き、内務省警保局に於ては、警務課増田事務官主任となりて世界各国の映畫國策に關する諸文献の蒐集調査に着手す

昭和八年六月

世界各国に於ける映畫國策に關する調査を終了、此を整理編輯して「各國に於ける映畫國策の概況」を印刷に附し、總理大臣始め各關係方面に配布参考に供す

昭和八年九月十五日

警察協會々議室に於て、松本警保局長、宮野警務課長、増田事務官等會同、映畫國策委員會案、同委員會審議事項、及び日本映畫協會設立案等に關し協議するところありたり

昭和八年九月二十九日

警保局長應接室に於て、内務省松本警保局長、宮野警務課長、増田事務官、社會局北岡監督課長、藤野保護課長、持永福利課長、清水社會局事務官、文部省關屋社會教育局長、小尾庶務課長、中田社會教育

官等會同し警保局提出の諸原案に基き意見の交換ありたり

昭和八年十月十三日

警保局長應接室に於て、内務省松本警保局長、宮野警務課長、増田事務官、社會局丹羽社會局長官、藤野保護課長、清水事務官、文部省小尾庶務課長等會同、前回に引續き細目討議研究す

昭和八年十二月二十二日

内務省會議室に於て、内務省潮内務次官、松本警保局長、宮野警務課長、増田、小菅兩内務事務官、社會局丹羽社會局長官、富田社會部長、持永福利課長、文部省栗屋文部次官、關屋社會教育局長、小尾庶務課長、中田社會教育官、大藏省中島主稅局長、谷口關稅課長等會同、映畫國策委員會案並に同委員會審議事項に對する最後案を決定す

昭和九年三月十三日

左記「映畫統制委員會規程」閣議決定となり、山本内務大臣を會長とする映畫統制委員會成立す

映畫統制委員會規程（昭和九年三月十三日閣議決定）

第一條 映畫統制委員會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ映畫ノ統制其ノ他映畫ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

映畫統制委員會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣又ハ關係各省大臣ニ建議スルコトヲ得

第二條 委員會ハ會長一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ揚クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 内務次官
- 二 文部次官
- 三 内務省警保局長
- 四 社會局長官
- 五 文部省社會教育局長
- 六 大藏省主稅局長
- 七 學識經驗アル者 若干人

前項第七號ノ規定ニ依ル委員ハ内務大臣ニ於テ之ヲ囑託ス

臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内務大臣ニ於テ之ヲ命シ又ハ囑託ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内務大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條 映畫統制委員會ニ幹事及書記ヲ置ク

幹事及書記ハ内務大臣之ヲ命シ又ハ囑託ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

映畫統制委員會審議事項

- 一、各官廳ニ於ケル映畫行政ノ聯絡統制ニ關スル事項
- 二、各官廳ニ於ケル映畫ノ製作、配給、上映ニ關スル事業ノ聯絡統制ニ關スル事項
- 三、國產映畫事業ノ指導統制並ニ保護獎勵ニ關スル事項
 - (イ) 外國映畫輸入ニ關スル事項
 - (ロ) 映畫製作者ノ獎勵、助成殊ニ優良映畫製作者ニ對スル獎勵金若ハ賞金授與ニ關スル事項

(ハ) 映畫製作者ノ指導、監督ニ關スル事項

(ニ) 國產映畫ノ海外ニ於ケル販路開拓ニ關スル事項

(ホ) 映畫ニ依ル我國文化ノ宣傳紹介ニ關スル事項

(ヘ) 國產生フィルム製造工業確立ニ關スル事項

四、教育映畫ニ關スル事項

(イ) 國家公共團體等ノ教化映畫ノ製作、配給、上映ニ關スル事項

(ロ) 教化映畫ノ製作者並ニ配給者ノ指導、統制、獎勵、助成ニ關スル事項

(ハ) 映畫館ニ於ケル教化映畫ノ強制上映ニ關スル事項

(ニ) 教化映畫上映ノ際ニ於ケル觀覽稅又ハ興行稅ノ減免ニ關スル事項

(ホ) 其ノ他教化映畫ニ對スル方策樹立ニ關スル事項

五、映畫檢閲ニ關スル事項

(イ) 年少者ノ映畫觀覽ノ制限ニ關スル事項

(ロ) 輸出映畫ノ檢閲ニ關スル事項

(ハ) 輸入映畫ニ對スル内務省檢閲ト稅關ニ於ケル檢關トノ統一ニ關スル事項

(ニ) 映畫ノ廣告、説明ニ關スル事項

- 六、映畫研究機關ニ關スル事項
- 七、其ノ他映畫ニ關スル重要事項

昭和九年四月六日

別項委員會委員、幹事、書記の任命あり
映畫統制委員會

會長	內務大臣	山本達雄
委員	內務次官	潮惠之輔
同	文部次官	粟屋謙
同	內務省警保局長	松本學
同	社會局長	丹羽七郎
同	文部省社會教育局長	關屋龍吉
同	大藏省主稅局長	中島鐵平
幹事	內務書記官	宮野省三
同	文部書記官	小尾範治

昭和九年四月七日

內務大臣官邸に於て映畫統制委員會發會式行はれ、各關係官出席の上、會長山本內務大臣より左の挨拶ありたり。

映畫統制委員會に於ける內務大臣挨拶

今回閣議決定により映畫統制委員會が創設になりましたことは寔に欣快に堪へません
申す迄もなく映畫は今日に於きましては單に民衆の娛樂としてのみでなく一面社會教化宣傳の方面に於きまする文化的使命が遍く一般に認識せられ又産業としての重要性も漸次増加して参りましたので映畫に關する指導統制といふことは極めて緊切なことに相成つたのであります

同	大藏書記官	谷口恒二
書記	內務屬	松尾英敏
同	文部屬	増谷達之輔
同	文部屬	藤川龍
同	大藏屬	松浦晉
同	大藏屬	筒井市榮

委員諸君に於かれては映畫が現代社會に於て有するこの重大使命を十分御考慮に相成り映畫各般の問題に就き慎重なる調査研究を遂げられまして有効にして剴切なる對策の樹立を期し映畫の弊害を除去すると共に一面我邦特有の日本精神の鼓吹徹底、國民の知識的教育情操的教養を圖るに努め兼ねて我國民文化の發揚に資せられんことを切望して己まぬ次第であります

昭和九年七月二十日 印刷
昭和九年七月二十五日 發行

内務省警保局

東京市麴町區麴町五丁目二番地
印刷人 杉田彌太郎
東京市麴町區麴町五丁目二番地
印刷所 杉田屋印刷所
電話九段(33)一〇五七四(一)番

終

